

平成14年9月11日(水曜日)第3回定例会

出席議員(22名)

1番	佐藤清	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	13番	新宮征一	議員
14番	佐藤穎男	議員	15番	伊藤諭	議員
16番	佐藤暘子	議員	17番	川越孝男	議員
18番	内藤明	議員	19番	松田伸一	議員
20番	那須稔	議員	21番	佐竹敬一	議員
22番	遠藤聖作	議員	24番	井上勝	議員

欠席議員(2名)

12番	渡辺成也	議員	23番	伊藤昭二郎	議員
-----	------	----	-----	-------	----

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉慎一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
秋場元	財政課長	宇野健雄	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
安彦守	土木課長	片桐久志	都市計画課長
鹿間康	下水道課長	安達勝雄	農林課長
兼子善男	商工観光課長	尾形清一	地域振興課長
安食正人	健康福祉課長	小松仁一	会計課長
浦山邦憲	水道事業所長	那須義行	病院事務長
大谷昭男	教育長	芳賀友幸	管理課長
芳賀彰	学校教育課長	斎藤健一	社会教育課長
			選挙管理委員会
石山忠	社会体育課長	三瓶正博	事務局長
			監査委員
安孫子雅美	監査委員	布施崇一	事務局長
	農業委員会		
真木憲一	事務局長		

事務局職員出席者

安孫子勝一	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	主任

平成14年9月第3回定例会

議事日程第5号

第3回定例会

平成14年9月11日(水)

午前9時30分開議

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

一般質問通告書

平成14年9月11日(水)

(第3回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
26	完全学校週5日制について	完全学校週5日制について、その後の保護者の反響はどのようになっているのか 学校・家庭・地域との連携をどのように考えているのか 地域の住民が子供たちを育てる事業への参画と実践について 公民館活動を活かした子供育成事業はどのようになっているのか	10番 高橋 秀治	教育委員長
27	農業政策について	無登録農薬の販売に伴う実状と諸課題について	17番 川越 孝男	市長
28	政治姿勢について	行政の説明責任と情報公開のあり方について		市長
29	行政一般について	住民基本台帳ネットワークシステムについて 住民自治に基づいたまちづくりについて	18番 内藤 明	市長
30	合併論議と地方財政問題について	地方交付税制度の「財源の均衡化」、「地方行政の計画的な運営」を保障する、という本来のあり方は今後も必要と考えるが市長の見解は 合併論議とは本来別次元の、地方自治体の財源問題が、強引に結び付けられて語られていることについて 自治体間の都市と農村を故意に対立させる非効率論議について 地方自治の精神に基づく個性的な自治体づくりと逆行する合併論議について	22番 遠藤 聖作	市長
31	三たび山形盆地活断層対策について	市の防災対策について (イ)体系だった詳細な対策案を住民とともに作り上げることについて 当該地域での市独自の説明会の公民館ごとの夜間開催について 改めて活断層のより詳細な調査を実施する意義について		市長

再 開 午前 9 時 3 0 分

佐藤 清議長 おはようございます。

これより本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、渡辺成也議員、伊藤昭二郎議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

市長より、昨日の松田 孝議員の一般質問に関連し発言の申し出がありますので、これを許します。

佐藤誠六市長 昨日の松田 孝議員の一般質問、白岩地区の急傾斜地崩落防止対策の答弁の中で、地福田沢の砂防事業について、「本年度中の完成」と申し上げましたが、「来年度中に完成する予定」でありましたので、訂正をお願いをします。失礼いたしました。

佐藤 清議長 本日の会議は、議事日程第 5 号によって進めてまいります。

一般質問

佐藤 清議長 日程第 1、昨日に引き続き一般質問を行います。

高橋秀治議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 26 番について、10 番高橋秀治議員。

〔10 番 高橋秀治議員 登壇〕

高橋秀治議員 おはようございます。

きょうはちょっと風邪気味で、聞き取りにくいところもあるでしょうけれども、御了承願います。

私は、緑政会の一員として、また通告してある課題について関心を寄せている多くの市民を代表して教育委員長に御質問いたします。

その前に、このたび第 19 回全国都市緑化やまがたフェアが最上川ふるさと公園で実施されましたが、73 万人という多くの参観者が訪れ大成功に終わったことを心からお喜び申し上げます。

今回の緑化フェアには、市内の各学校から個性あふれる花壇の出展がありました。街路樹やプランターやフラワーロードの飾花にも協力した子供会などもあり、多くの児童生徒が主体的に参加してくれました。子供たちは自分たちの花がきれいに咲いているか、他の学校ではどんな花を植えたのか、会場の多くの美しい花を見ながら貴重な体験を重ね、炎天下に黙々と除草をしたり枯れた花を摘んだりしているボランティアの人たちの姿を見て、本当にすばらしい感動を覚えたことだと思います。

虹の丘に上がり、最上川の流れ、葉山、月山を眺め、市内を見渡し、美しいおとぎの国のような緑化フェアの会場を眺めて、ふるさとのすばらしさを改めて実感したのではないかと思います。あの猛暑の中でのボランティアの皆さんの活躍、市当局を初め市民総参加がこのたびの緑化フェアを大成功に導いたものと思います。関係者に対し心から敬意と感謝を申し上げます。

さて、通告してあります完全学校週 5 日制について質問いたします。

私たちは、これからの子供たちが激動の 21 世紀の中で、ふるさを思い、生き生きとたくましく協力し合う、すばらしい人生を築いてほしいと願っております。しかし、子供たちの現状をマスコミで見聞きする限り、理解に苦しむいろいろな問題があり、心を暗くしているところです。

いじめ、学級崩壊、不登校、学力低下、そして犯罪が多発しております。文部科学省の平成 10 年 2 月に実施した学校の授業の理解度によりますと、「半分くらいわかる」「わからないことが多い」「ほとんどわからない」の合計は、小学生で 32%、中学生で 56%、高校生ではもっとふえています。小学生の 3 分の 1、中学生の半分が学校の授業に関してわかっていない、ついていけないという調査結果です。

さらに、平成 12 年 8 月に公表された不登校児童生徒数の推移の調査を見ると、実に 13 万人を突破し、増加する傾向にあると言われております。長期間学校に行かない、あるいは行けない子供たちが中学生では 40 人に 1 人、クラスに 1 人という割合で存在しているということです。

また、学校内における暴力行為発生件数でも、キレる子供が年々増加しているようです。小学生で 2%、中学生では 34%となっています。我が寒河江市では該当しないと思いますが、全国的な傾向では、本当に憂慮すべき状態だと思います。

このような実態を踏まえて、文部科学省はここ十数年、この課題を解決するためにゆとり教育が進められてきました。そして文部科学省の諮問機関である中央教育審議会、いわゆる中教審では、21 世紀を展望した我が国の教育のあり方についてという答申を出しました。

これを受けて文部科学省は、平成 14 年度の学習指導要領を作成しています。この答申の中で中教審は、生きる力という考え方を提言しております。生きる力とは、自分で課題を見つけ、みずから学び、考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する能力と言っております。さらに、みずからを律し、他人と協調し、他人を思いやる心、感謝する心など、豊かな人間性とたくましく生きるための健康、体力を養うと言っていま

す。そして、それを全員一斉かつ平等にという考えから、個性、能力に応じた方法、内容、仕組みと柔軟な提言もしております。

この中教審の答申を受け作成された新しい学習指導要領では、1、学校は完全週5日制にする。2、学習内容を現行より削減する。3、総合的な学習時間を新設する。以上、三つの柱を打ち出しております。

生きる力を育むために、子供たちには一層ゆとりを実現する手段として、週5日制の実施、教育内容の厳選が必要であり、さらに生きる力を授業の中で養っていくため総合的な学習の時間を採択したことです。そして学習指導要領の中で、一層ゆとりを加えるために授業時間を減らし、学校は完全週5日制にして学習内容を削減することになっているということです。

しかし、この新学習指導要領に基づく学校完全週5日制に対して、全国の保護者は学力低下を心配しており、アンケート調査によっても全体の4分の3の人が不安がり、自由に解放される土曜日の子供の対応にいろいろな意見が出されています。このままの状態ですら土曜日を休みにすれば、子供たちはテレビを見たりテレビゲームで遊び、あるいは学力低下を補うために学習塾に通うということになるのではないかと、そして、この学習指導要領の趣旨とは違ったものになるのではないかなどの心配です。

そこで、学校完全週5日制が、子供たちがゆとりを感じ、土曜日が生きる力を育てる場になっていくことが必要ではないかという視点から、具体的な質問をいたします。

子供たちが育つ場は家庭であり、学校であり、地域であると思います。しかし現在の家庭を見ますと、高度経済成長の中で家族、家庭が大きく変化をしてきました。核家族化が進み、家族の小規模化、物質文明最優先の中で共稼ぎ、価値観の多様化、都市化が進む中で、家族間の心のふれあいの減少などで家庭におけるしつけ、教育力が著しく低下してきております。また、かつては子供たちは地域の子供たちの集団で遊び、大人も地域の子供として悪い行動に注意をし、善導してきた過程がありますが、最近では地域の教育力も低下してきていると思います。

このような実態と問題点を持つ社会の実情に、やはり完全学校週5日制が実施された中で、学校・家庭・地域がどう連携をとりながら子供たちの生きる力を伸ばすかが大きな課題となるのであります。

生きる力は学校だけで養われるものではありません。完全学校週5日制により子供たちが主体的に使える時間をふやし、ゆとりの中で社会体験や自然体験を豊かにし、地域の行事、世代間の交流などさまざまな活動を通じて体得させることが必要だと思っております。

以上の観点から質問をいたします。

完全学校週5日制について、その後の保護者の反響はどのようになっているか。

実施以来5カ月が経過、子供たちの土曜日の過ごし方が家庭で、地域で生かされているのか、保護者はこれに対してどう対応し、どう考えているかお伺いいたします。

次に、学校・家庭、そして地域との連携をどのように考え、どのような方策を立てているのかをお伺いいたします。

ゆとりの時間を生かすために、学校・家庭、そして地域社会が連携して子供の生きる力をどのように育てようとしているか、具体的にお伺いいたします。

地域住民が子供たちを育てる事業への参画と実践についてお尋ねいたします。

地域の老人クラブでは、保育所の子供たちと世代間交流ということで里山を散歩したり、枯れ葉を集めて焼きいもをしたり、だんご木づくりをしたりしています。町会行事では、5月節句の笹巻きづくり、雪灯籠を地区の子供たちで作り、雪まつりをしています。子供たちは生き生きとして参加しています。地域には自然が豊かであり、いろいろな歴史を持つ遺産もあり、伝統的な行事があります。このような地域の行事に参加することにより、みずから学び、みずから考え行動する生きる力とふるさとのすばらしさを体で受けとめるのではないかと思うのであります。

最後に、公民館活動を生かした子供育成事業についてお伺いいたします。

各地域に自治公民館があり、それぞれ地区公民館と連絡提携し合い、さまざまな住民参加の事業を進めております。福祉関係では、ふれあいサロンのように公民館を開放して子供の自発的な遊びを支え、励ましていくようにしています。これからはさらに子供たちの自主的な活動を支える育成事業の活性化を図っていくべきと思うのであります。今後どのような実施計画がありますか、具体的にお伺いいたします。

以上で1問を終わります。

佐藤 清議長 教育委員長。

〔大泉慎一教育委員長 登壇〕

大泉慎一教育委員長 完全学校週 5 日制について、幾つかの質問にお答えいたします。

最初に、完全学校週 5 日制について、保護者の反響はどうなっているかという質問にお答えいたします。

完全学校週 5 日制は、本年度 4 月から実施されており、市内の小中学校では完全学校週 5 日制や新学習指導要領の趣旨とねらいに即して、また保護者の、学力の低下や休日の過ごし方への不安を解消することも含めて、ゆとりを生かした基礎、基本の定着と学ぶ喜びや学ぶ意欲を大切にした授業で学力の向上に努めております。休日の過ごし方についても、子供の状況を把握し、アドバイスすることに努めているところであります。

さて、実施後における保護者の完全週 5 日制への反響ということでございますが、各学校での P T A の諸会合や授業参観などを通して把握に努めてきたところであります。

これによりますと、多様な意見や考えがあるようでございますが、「始まったばかりなので関心を持って見守りたい」「たっぷり時間をとり親子一緒に手伝いや料理をしている」「学力低下が心配だが、力のつく学習を期待している」「心と体をゆっくり休ませる時間にしている」など冷静にとらえており、おおよそ肯定的に評価している方が多いようであります。しかし「ゲームにばかり熱中している」とか、「家の中で無意味に過ごしている」など、学力の問題も含めて休日の過ごし方に幾つかの課題が指摘されていることも事実であります。

教育委員会といたしましては、子供の生活、保護者や地域の方々の反響をとらえながら、引き続き完全学校週 5 日制の趣旨や目的を理解していただくため、学校だよりの配付や市民の集いなどを開催しながら啓発に努力していきたいと考えております。

次に、完全学校週 5 日制の中で、学校・家庭・地域との連携をどのように考えているかとの質問にお答えいたします。

完全学校週 5 日制は、学校教育の充実と、家庭や地域の教育力の充実と相まって初めて生かされるものと考えます。家庭はすべての教育の出発点であり、自分の子供に責任を持つという姿勢が大切なことであります。家庭の団らんや手伝いなど、家族の一員としての自覚を一層促す必要があります。地域においては、地域の子供は地域で育てるという機運を醸成する必要があります。あいさつや励ましの言葉をかけたり、時には注意をしたりして子供を育成することが大切です。また、異年齢間での遊びや社会体験など、自分の意思で選択できるような機会の提供や環境整備が必要になります。

教育委員会といたしましては、それぞれの役割を自覚しながら学校・家庭、そして地域の垣根を超えた連携を図り、児童生徒の健全な育成が図られるよう進めていくことが大切であると考えております。

学校では、学校だよりを地域全体に配布して、教育活動全般について積極的に保護者や地域の方々に説明し、その成果や課題についても明らかにするよう努力しているところであります。

御案内のように、ことし 4 月からは地域に開かれた学校づくりを目的として、学校評議員制度を導入しているところです。学校評議員制度は、地域の方々の代表に学校の教育方針を説明し、協力を要請するとともに、教育上の課題などについても意見や情報をお聞きし、学校運営に生かすものであります。

本市では、今年度 6 校がこの学校評議員制度に取り組んでおり、その他の学校でも来年度の実施に向け検討しているところです。学校の行事などに地域の人たちの参加がふえたこと、地域の行事に学校職員や子供たちの参加が図られたこと、地域の方から、地域の行事や祭りなどの情報が寄せられたことなど、着実な成果を見ております。

また、市内各地域には豊富な経験を持ち、すぐれた技能や知識を持つ方がたくさんおられます。このような方々の経験や指導力を学校教育の場に積極的に活用することを勧めております。

本市の学校では、これまでも総合的な学習の時間などで、実際に学校においていただいたり、子供と教師が

訪問したりして御指導をいただいております。子供たちにとっては、地域の方々を尊敬したり、地域の自然や文化を好きになったり、地域に触れるきっかけが広がっております。

このように、学校評議員制度や地域の人材活用などの方策により、地域との交流を深め、より地域に開かれた学校づくりが推進されていくものと考えているところです。

今後とも家庭の教育力の充実を図るとともに、地域の子供は地域で育てるという基本を大切にしながら、学校・家庭・地域の連携を深めてまいりたいと考えているところです。

次に、地域の住民が子供たちを育てる事業への参画と実践についての御質問にお答えします。

子供たちが生きる力を育むには、地域のさまざまな人々と触れ合い、さまざまな体験活動を積み重ねていくことが重要であると考えております。子供たちにはいろいろな可能性があり、自然体験、生活体験などさまざまな活動を通して自立心や道徳心、正義感、思いやりなどが身についていき、豊かな心やたくましさが育まれるものと思います。そのためには地域の子供は地域で育てるという意識に立って、地域の人たちが子供たちに意図的、計画的にかかわっていくことが大切なことであると思います。

さきに開催した花咲かフェアにおいては、美しいまちを自分たちの手でつくろうと多くの子供たちが会場周辺の飾花作業や清掃作業などのボランティア活動に取り組み、感性豊かな心を育てております。

幸生地区の猿山沢水辺の楽校は、地区を土砂災害から守るとともに、自然環境を大切にするという子供たちの自然学習の場になっております。また、醍醐地区の田沢川のホタルの里づくりは、蛍を守り育てることを通して自然環境を守る優しい心を育てております。さらに、皿沼地区の冬の雪まつりでは、子供たちみんなで雪灯籠をつくり、祭りに参加しております。

参画とは、このように地域の人と子供たちが一緒になって協力し合い、つくっていくものではないかと考えております。また、それぞれの地域にはそれぞれさまざまな歴史、伝統文化があり、その地域の特色を生かした伝承活動も大切なことだと思っております。

これまで各地区公民館では、このような視点に立って、地域の特色を生かした事業に取り組んでおります。例えば、柴橋地区郷土セミナーでは、大人と子供たちが地域の歴史に触れる体験として、熊野ラインめぐりなどを実施しております。また、他の地域でも親と子の触れ合いの事業として、家庭セミナーなどを実施し、多くの親と子が一つの目的に向かって一緒に活動しております。さらには、豊かな経験と知識を持つ地域の人が講師となって、子供たちに民話語りや門松づくりなどの事業を実施して好評を得ております。

このように、地域の大人が積極的に子供にかかわりを持ち、地域全体で子供たちを育てていくという意識を持って取り組んでおります。

教育委員会といたしましても、今後ともそうした生きる力を育むような、地域の特色と人材を生かした取り組みを支援してまいりたいと考えております。さらに各地区公民館においても、子供たちが主体性を持って参画できる事業を積極的に進めてまいりたいと考えております。

次に、公民館活動を生かした子供育成事業はどのようになっているかとの御質問にお答えいたします。

寒河江市には四つの地区公民館と、58の自治公民館があり、自治公民館を分館として位置づけ、地区公民館と連携を図りながら、さまざまな事業を展開していることは御案内のとおりであります。

学校週5日制の実施に伴い、家庭はもちろん地域と子供たちとのかかわる時間が多くなったことにより、子供たちのさまざまな活動やチャレンジする場、いわゆる地域の遊び場、子供たちの居場所づくりに自治公民館と地区子供会育成会の果たす役割は大きいと思っております。

地域に開かれた公民館であるためには、地域の人々みんながその利活用についてさまざまなアイデアを出し合い、実践していくことが大切だと思っております。公民館を子供たちの活動の場として開放し、活動の場としてふさわしい環境をつくっていくことも必要なことだと思っております。

そして、子供たちがみずから気軽に参加しやすい地域子供会活動であるためには、子供たちを事業の参加者

としてだけでなく、積極的に活動の企画運営の担い手として位置づけることが大切だと思います。そのことで子供たちは、興味・関心に応じた自主的かつ自発的な子供会活動ができるようになるものと考えております。

教育委員会では、市内8カ所の単位子供会にモデル子供会育成事業を指定し、地域の特色を生かした活動を支援するとともに、各地区子供会や市子供会育成委員連絡協議会と連携を図りながら、子供会インリーダー研修会を実施したり、育成委員のための運営研修会を開催して子供会活動を支援しているところです。また、各地区子供会等で実施している野外活動事業を支援するため、キャンプ用具取扱講座などを開催するとともに、キャンプ用具の貸し出しを実施しているところです。

さらには、各地区公民館活動の活性化を図るため、市内の3分館をモデル分館活動事業に指定して、地域の特色を生かしたさまざまな事業を展開しております。平成13年度に指定した中郷分館の子供みこしなどは、子供たちが主体となって地域と一体となった活動を展開しており、まさに公民館活動を生かした子供育成事業と言えるのではないかと思います。

また、各地区公民館においては、りょうなんトライアングル、りょうとうサークルハンズやわんぱく体験隊、少年少女郷土史講座など、子供たちの体験活動に取り組み、集団活動を通して自主性、協調性を育てるための積極的な事業を展開しております。

子供たちに必要な生きる力は、生きた知識の積み重ねであり、さまざまな体験や活動を通して子供たちが主体的に考え、試行錯誤しながらみずから解決策を見い出していく過程においてこそ育まれるものだと考えております。

教育委員会といたしましては、そうした地域の特色を生かした自治公民館の活動、あるいは地域での自主的な子供会活動を今後とも支援してまいりたいと考えているところです。

以上です。

佐藤 清議長 高橋議員。

高橋秀治議員 前向きな、また、きめ細かい施策に対する御答弁、ありがとうございました。

完全学校週 5 日制に対する学力低下というようなことで質問いたしました。その中で、やはり子供たちは家庭の中においても非常に孤立した状態にいるわけで、何か遊ぶにしても、また勉強するにしても、また友達が、なかなか外で遊ぼうというような誘いもない。そんな中でテレビゲームに興じているというようなことになっているのではないかと思います。

これは私の提言でありますけれども、私の質問の全体的な流れであります。公民館を土曜日子供たちに開放して、そして地域のお年寄りとか、あるいは子供会の育成委員の方々とか、そういう人たちが交代で子供たちに土曜日の日を学習の場、何ていいますか、寺小屋みたいなものに開放したら、学力低下を来さないのではないかなと、このように思うところであります。

しかし、地域の老人クラブとかそういう人たちが積極的に子供たちの中に入って、やってくれる人が私はたくさんいると思います。その人たちが子供たちと土曜日のひとときを宿題をしたり、あるいは遊んだりというようなことで、また年寄りの人たちのお話を聞いたり、そういうことで学力低下を来さないようなことをやったらどうかと考えております。

我が皿沼地区におきましても、実は神社の社務所が今回取り壊されることになりましたので、地域の人たちとも話をしまして、何とか子供たちに開放できるようなものをつくれぬものかと、いろいろ話し合いをしたところでありましたけれども、なかなか思うようにいなくて、このたびは倉庫程度のものになってしまったということで、非常に残念な思いをしているところでありますけれども、これからはやっぱり地域で子供たちを育てなければならないということから、地域の人たちが学校、もちろん家庭も地域もいろいろな連携をとりながら、子供たちを本当に大切に考え、地域の宝として磨き上げていかなければならないのではないかなと、このように思うところであります。

また、先ほどは教育委員長からお話がありましたけれども、各地区の子供会の中でいろいろな行事をやったり、また積極的に施策を講じておられることに対しまして、非常にありがたいことだと思っておりますけれども、私はこのたび最上川河川敷緑地公園の開発に伴って、あの広大な最上川の河岸を自然学習の場にしてはいいかなものかなと思うところであります。野鳥はたくさんいるし、またいろいろな植物もたくさんあります。また水辺においては水生昆虫、いろんな学習ができる場になるのではないかなと。そして、地域の大人、あるいは御老人の方々の手助けをいただいて、そしてなるべく危険なところは監視をするとか、そういうことではなくても、子供たちと一緒にそういうところで遊んだり、あるいは学んだりしながら活用したらいいかなものかなと、このように思うところであります。

そしてもう一つ、子供は、大人でも同じだと思いますけれども、褒めて教えるということが一つ大事だと私は思います。褒められるとついその気になってまた一生懸命になる。またそれが非常に自分の可能性とか、そういうものが向上してくるのではないかなと思うわけで、褒めて教え、褒めて育てることが大事ではないのかなと、このように思います。

いろいろ教育委員会の方でも施策を講じておられますけれども、これからは少子化の時代であり、非常に子供が少ないという現象であります。その子供たちを大事に育てていかなければならないということを学校・家庭・地域がもっと真剣に考えて、そして連携を持ちながら子供たちのために心を砕いていただきたいなと、このように思いながら私の質問を終わります。

川越孝男議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 27 番、28 番について、17 番川越孝男議員。

川越孝男議員 私は、通告している課題について、市民の皆さんからお寄せいただいた御意見を踏まえ、社民党・市民連合の一員として質問いたしますので、市長の誠意ある答弁を求めるものであります。

通告番号 27、農業政策について、無登録農薬の販売に伴う現状と諸課題についてお伺いいたします。

この件については、9月3日の文教経済常任委員会協議会で、市長を本部長に河北、西川、朝日、大江の町長と村山総合支庁長、JAさがえ西村山農協組合長で構成されるさがえ西村山安全・安心農作物緊急対策本部が設置され、その取り組みについての説明を受けました。また、6日の猪倉議員の質問に対する答弁をも踏まえ、質問したいと思います。

県内の農薬販売業者が無登録農薬である発がん性の疑いのあるダイホルタンや、胎児への影響が指摘されるプリクトランを販売し、逮捕されました。そして、その無登録農薬が使用されていたことが明らかになりました。このことは、山形県産農産物の信頼を揺るがす大きな問題であり、対応いかんによっては本県の農業にとって致命的にもなりかねない大きな問題であると同時に、本県の農業だけでなく山形県が問われている問題でもあります。したがって、従来のようなあいまいな対応は許されないと思うのであります。

連日のマスコミ報道と、市場や消費者から山形産農産物が敬遠され、一部では入荷を拒否されるなどの状況も出ています。今多くの農家の方々は、安易に無登録農薬を使った農家に対する怒りと同時に、その指導監督の立場にある県の無責任な対応に不満と不信を募らせているのであります。

それは、11年も前から県に対して無登録農薬が販売されているとの情報が寄せられていたことや、具体的に無登録農薬の空き袋を提示して情報提供を受けての、立入検査でもチェックできずに見過ごしていたこと、平成5年度より食品衛生法違反の残留農薬が検出されていたのに公表されていなかったことや、同じく平成8年2月から14年5月まで他都県より6件の通知があったのに公表してこなかったこと、県が行った昨年2月の調査で、県産リンゴとラ・フランスからダイホルタンを検出したのに公表しなかったこと、さらにリンゴはそれまで8年間検査対象だったのが12年度から除外されていたことなどがその都度公表されることもなく、今回の事件発覚以降、それも小出しに少しずつ県民の前に明らかにされてきたことが不信を高めた要因でもあります。

さらに、問題の発覚後に県が行った検査で、無登録農薬の県内に販売された量や使用された量、そして回収された量などについて、市町村別の調査結果が生産者や消費者に知らされていないことも不安の材料となり、農家も互いに疑心暗鬼でふんまんやる方ない思いをしているのであります。

したがって、私は無登録農薬が販売され、それが使われ、その一部の農産物は既に出荷・販売されているという事実を踏まえ、まずは事件の真相を徹底究明すること、その上で再発防止を含めた対策を講ずることだと思えます。その対策の基本は、消費者からの信頼回復と、県や市の主要産業である農業を危機から救うものでなければならないと思うのであります。

そこでお伺いいたします。

まず一つは、今回の問題によって地元農産物の市場価格を含め、取引などにどのような影響があらわれているのか。またリンゴ、ラ・フランスもこれから出荷期を迎えるわけですが、その見通しについて市長はどのように見ておられるのか、また、本市での生産者の誓約書の提出状況はどうなっているのか、あわせてお伺いいたします。

二つには、消費者並びに生産者の不安解消と、信頼の回復を図ることです。そのためには可能な限り早く寒河江市、西村山、そして山形県の安全宣言を行うこととあります。それには現在取り組んでいるリンゴ

とラ・フランスの全量自主検査を早期に完了することであり、リンゴとラ・フランスの検査結果が判明する時期はいつごろなのか。また、リンゴ、ラ・フランス別の寒河江市の検体数は幾らなのか教えていただきたいと思います。

また、西村山の場合、ダイホルタンだけの検査で、プリクトランの検査は予定されていないようですが、その理由と、そして安全宣言をする際、ダイホルタンの検査だけで支障ないのかも教えていただきたいと思います。

既に誓約書提出農家のサンプリングからダイホルタンが検出される事態も県内で起きているわけであり、このことから、安全宣言をするには全農家の協力が必須の要件であります。したがって、もし使用していた農家があった場合、正直に自己申告できる環境を整備することが極めて大事だと思っておりますが、この点についての御見解をお伺いいたします。

三つには、調査結果の公表についてであります。

現在、寒河江市には購入した人も使用した人もいないと言われております。しかし、購入した人から譲り受けた人はいないのか。また農地が行政区域を超えて広域化していることから、隣接園地からの飛散の心配もあります。ところが県などが詳しいデータを公表しないために、農家の人たちは疑心暗鬼になっています。

私は、積極的にデータは公表すべきであると思っております。西村山地区内で無登録農薬を購入した農家数と購入量、そのうち使用した農家数と使用量及び出荷停止をされている農家数、それに回収した農家数と回収量は、それぞれ幾らになっているのかお聞かせをいただきたいと思っております。また同様に、このことについては全県的な数値についても明らかにしていただきたいと思っております。

四つは、農家への支援対策についてお伺いいたします。

寒河江市の場合、購入者はなく使用した人もいない中で、リンゴとラ・フランスについて部会員以外も含め全栽培者の全量自主検査が行われています。今回の対応いかんによっては産地としての寒河江の信頼が左右されかねません。したがって、この危機に対して農家や農業団体だけでなく、市も市民も一丸となって取り組むことが必要であり、取り組んでいる姿を示すためにも自主検査費用への補助をすべきと思っておりますが、市長の御見解をお伺いいたします。

もし無登録農薬が検出された場合、出荷・販売の停止と収穫物の廃棄処分をすると同時に、厳しく反省してもらわなければならないのは当然であります。しかし、部会除名とか損害賠償請求などの魔女狩りの対応をするのではなく、地域の農業者として来年に再起を目指せるようにすべきであって、精神的に追い詰め、玉砕に追い込むことのないようにしなければならないとの声が農家の方々から寄せられています。

そのためには、農薬を使った人に対し、融資制度の活用なども含めた生活支援や、飛散被害を受けた農家や、風評被害により減収した農家に対する支援策をいち早く打ち出すべきであります。そうすることが万一無登録農薬を使った人がいても、自己申告できる環境づくりになるのではないかとこの意見が、これまた農家の方々から寄せられているのであります。このことについても市長の御見解をいただきたいのであります。

五つには、農薬の回収についてお伺いいたします。

今回取り組まれている回収は、ダイホルタンとプリクトランの2種類だけで、既に8月31日に締め切りされているわけですが、回収状況について、農薬別に西村山の合計と、うち寒河江分に分けて、回収農家数と回収量を示していただきたいと思っております。

また、このたびのような問題を未然に防ぐ意味でも、今回回収した2種類以外のその他の期限切れ農薬の回収を実施すべきと思っておりますが、この点についても市長の御見解をお伺いいたします。

六つには、安全証明書の発行について伺います。

出荷する場合には、段ボールへの確認マークの押印がなされるということですが、贈答用の場合、すべての箱に入れる安全証明書の発行を強く望んでおられるわけですが、証明書は各産地の責任で発行される

とのことでありますが、本市での発行をどのように考えておられるのか。発行される時期、発行する際の条件、証明書の記載内容、大きさなどについて教えていただきたいと思います。

次に、通告番号 28、政治姿勢について、行政の説明責任と情報公開のあり方についてお伺いいたします。

一つは、住民参加によるまちづくりを進めるために、行政の説明責任の重要性が叫ばれております。また、国の情報公開法の中でも、行政の説明責任が規定されています。そこで、行政の説明責任についての市長の見解をお伺いいたします。

二つには、都市計画審議会での資料の提出についてであります。

ことしに入って 2 月、4 月、7 月の 3 回の都市計画審議会が開催され、計画区域の変更や用途地域の変更などがなされました。都市計画法第 6 条では、都道府県は都市計画区域についておおむね 5 年ごとに基礎調査を実施し、その結果は市町村に通知することが定められています。

3 月 13 日に、担当課に基礎調査報告書を求めたところ、当局より情報公開条例に基づく申請をするように言われたために情報公開の手続きを行い、3 月 27 日と 4 月 8 日の 2 回にわたって基礎調査報告書のコピーをいただきました。4 月 11 日に開催された第 41 回都市計画審議会で、この同様の資料を委員に配付していただくよう要請をし、5 月 15 日付で全委員に基礎調査報告書が届けられたわけであります。

当局はこの資料提出について、委員個人の求めには応じられないが、委員会としての決定には応じるとの考えをお持ちなのかもしれませんが、今回の場合は明らかに審議会の附属資料とすべきであったと思うのであります。

市情報公開条例の第 12 条では、「実施機関はこの条例による情報の公開を行うほか、市民の市政への理解に資するため、必要な情報を積極的に提供しよう努めなければならない」と定められています。このことは、市報などによる積極的な広報活動や、各種委員会、審議会、議会などへの積極的な情報の提供を定めているものと思うのであります。

したがって今回の場合の資料などは、委員や委員会から求められる以前に、都市計画区域の見直しを諮問する段階で、審議にかかわる附属資料として配付すべきものと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

また、審議会の資料とすべきものを情報公開条例に基づいて有料で写しの交付をしてしまった場合、赤伝票を切って手数料を返還することもできると言われていますが、制度上こういったことが可能なのかもお尋ねをいたします。同時に、その判断は、いつ、だれが行うのかもあわせてお伺いいたします。

三つには、情報公開条例施行規則第 4 条で、請求書には氏名、住所のほかに使用目的の記載が定められています。しかし請求する情報を特定することによって、その特定した情報を知りたいというのが目的であって、その知り得た情報を何に使うかは個人の裁量の問題であって、行政が介入すべきではないと思います。

さらに、市民の知る権利を保障するという立場からも、使用目的の記載は見直すべきと思います。そうした場合、悪用されるのではないかと心配については、情報公開条例第 1 条「条例の目的」や、第 4 条「利用者の責務」で十分対応でき、悪用の心配は必要ないと思うのであります。

あわせて、各種の縦覧や閲覧、その他の申請や請求の際の記載についても、別に法の定めのあるものを除いては、氏名と住所などの連絡先だけに見直すべきと思いますが、市長の御所見をお伺いいたしまして、第 1 問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは、農業政策、無登録農薬の問題でございます。

いろいろありましたが、まずは販売価格はどうなっているのか、あるいは影響はどうだということでございますが、JA さがえ西村山によれば、これまで特にわせりんごに大きな影響が出ており、9月6日現在西村山全体で出荷量が約 300 トンで、前年同期 78%、平均価格は 216 円/キログラムでございます、前年同期の 84%、それから金額は約 6,500 万円で、前年同期の 65%となっているということでございます。

また、桃、ブドウなどその他の果実や野菜については、総体的に価格が低いということではありますが、大きな影響は出ていないということでございます。このようなことから、今後出荷されるラ・フランスとりんごふじについて、早期に安全宣言ができるように努力を重ねてまいりたいと思っております。

それから、確約書の提出状況でございますが、市内でりんごふじとラ・フランスを出荷販売している 417 戸の農家全員から対策本部に提出していただいております。

それから、使用した農家の公表といったようなことでございますが、寒河江市におきましては、購入も使用もした方がおりませんので、そういうことは考えておりません。

それから、不安解消ということでの農薬の回収ということでございますけれども、このたびの問題というのは、寒河江、西村山産地全体にかかわる問題だということで、御案内のように緊急対策本部というものを設置したわけでございます。

この本部におきましては、りんごふじとラ・フランスについては、無登録農薬の出荷前の検査を実施するとともに、無登録農薬を使用していないという確約書と防除履歴日誌の提出を求め、安全な農産物だけ出荷していく方針で取り組んでおり、こうした安全確保の取り組みを流通小売関係に説明いたしまして、さらに消費者に向けてもインターネットなどを活用して情報発信してまいりたいと思っております。

これまでも 8 月末と 9 月上旬の 2 回にわたり関東、関西の市場などを訪問いたしまして、市場対策に努めているところでございます。また、ラ・フランスとりんごふじの出荷前自主検査のサンプリングについては、9 月 13 日までには完了することになっており、結果が出るのは、ラ・フランスが 9 月下旬、りんごふじは 10 月下旬の予定であり、出荷には間に合うようになっております。

これらの検査結果により問題がないとすれば、生産者も自信を持って出荷できるとともに、消費者にも安心して食べていただけるようになると思っておりますので、この安全宣言というものにつきましては、ラ・フランスは 9 月下旬ごろ、それからりんごふじは 10 月下旬ごろにも実施することについて、対策本部で協議してまいりたいと思っております。

また、プリクトランについての御質問もございましたが、県によれば県内の流通ルートが一つであり、販売リストに基づいて県が、購入した全農家に立入調査を実施して、購入先と使用実態を把握し、残った無登録農薬の回収を終え、処分することとしておりますので、今回の検査の対象にはしないということでございます。

次に、西郡管内、それから寒河江市で無登録農薬が販売された農家数とか、使用した農家数、また使用した農家がいるとすれば、その販売された数量とか使用した数量、回収された数量について、また県全体の数量等についての御質問もありましたが、西村山管内では 38 戸の農家が購入して、使用した農家は 4 戸となっているようでございますが、先ほども申し上げましたように、本市では購入、使用した農家はございません。また、県全体の購入者は 289 戸で、そのうち使用した農家は 56 戸となっているようでございます。

なお、今回の事件に伴うところの県全体及び西村山全体の無登録農薬の販売数量、使用数量、回収量については県は公表していないということですが、各農協や農薬卸商業組合が農家に呼びかけて回収した数量という

ものは、県全体で、ダイホルタンは 442 キロ、プリクトラン 54 キロとなっているようでございます。

それから、支援策についてのお尋ねもございました。出荷前自主検査費用に対する補助につきましては、対策本部においても検査は生産者の個人負担で実施していただくものとしており、市としましては補助する考えはないところでございます。また、今後無登録農薬を使用した農家が出た場合の支援策につきましては、本市においては使用した農家はないということでございますので、現在支援するということは考えていないところでございます。

それから、回収の問題についてがありました。

西郡管内と寒河江市の無登録農薬の回収量については、8月31日現在で西郡管内でダイホルタン 28.5 キログラム、プリクトラン 6.7 キログラムで、そのうち寒河江市分はプリクトラン 1 キログラムであります、これは昭和 62 年の登録失効以前のものが農家に保管されていたものであるということでございます。

それから、期限切れ農薬の回収に対しての補助とかということも話がありましたが、対策本部におきましては、無登録農薬と期限切れ農薬の回収を実施していくことにしておりますが、まずはこのたびの無登録農薬の回収を優先し、その後期限切れ農薬の回収にも取り組んでまいりたいと思っております。

しかし、これらの農薬の種類、成分によって処分方法が異なり、処分に当たっての制約もあることから、今後いろいろ検討していかなければならないと思っております。なお処分経費については、基本的には農薬の使用量、生産者が負担すべきものであると考えておりますが、対策本部といたしましても今後検討すべき課題であると受けとめております。

それから、検査結果の証明書のこともお尋ねがありました。

リンゴふじとラ・フランスの出荷前検査の分析結果につきましては、検査機関から結果が届き次第、対策本部長名で個々の農家に通知することにしております。各農家はそれを出荷先や販売先に提示していただきます。そういうことになります。

次に、行政の説明責任ということでございます。

説明責任というのは、情報公開の重要な要素としてとらえられ、平成 11 年に制定された国の情報公開法の目的に盛り込まれたことは御案内かと思えます。

この説明責任とは、単に行政から一方的に説明を行うものでなく、行政が事業の事前または事後にその事業の目的、必要性などについて市民に説明し、市民が納得した状況で事業が実施され、行政と市民との相互信頼関係をつくり出していくことではないかと考えております。

この説明責任とは、行政だけではなく企業にも求められているわけでございますが、最近の状況を見ますと、企業の不祥事はまさに消費者に対するところの説明責任というものが欠如した結果ではないかと、このように思われるわけでございます。

本市では、これまでも平成元年にいち早く情報公開条例というものを制定いたしまして、情報公開を進めるとともに、事業の計画策定の段階から市報への掲載、座談会や各種審議会を開催するなどして情報を提供し、また市民の意見を聞いており、さらに市政ポストを設置いたしまして、常に市民の意見を聞こうとする体制を整えているわけでございます。市民に十分説明を行い、行政と市民との信頼関係が築ければ、今回のやまがた花咲かフェアのような大成功に終わることができ、すばらしい成果を上げることができたと、このように思っております。

そして、今後におきましても、説明責任の理念というものを行政運営の規範といたしまして情報提供し、そしてまた情報というものを市民と共有し、理解と共鳴をいただきながら、これまで同様に市民の立場に立った市政運営を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

それから、都市計画審議会での資料云々の問題について申し上げます。

経過的に見ますと、ことしの 3 月 13 日付で議員から寒河江市都市計画基礎調査報告書の情報公開の請求を

受けましたので、3月28日に寒河江市の情報公開条例第9条の規定により、写しの交付をしているところでございます。情報公開として決定したことについては、報告書は情報公開条例の非公開に当たらないものと判断し、公開を決定したわけでございます。

その後、第41回寒河江市都市計画審議会の中で、審議会委員である議員から、本報告書について審議会の資料として委員に配付する必要があると思うがという意見が出されたわけございまして、委員長が全委員に諮りまして、審議する際に資料として必要であると決せられたことでありまして、後日全委員に配付させていただいたものでございます。

これに対しまして、附属資料としてというお話がございましたが、4月11日に開催されました第41回審議会の審議内容というのが、用途区域の変更だったと記憶しておりまして、そういうことございまして、この後日配付した資料というのは、平成5年3月に県の土木課と、それから市の都市計画の方で作成したところの基礎調査報告書、いわゆる全市にわたるところの基礎計画報告書ということのようでございますので、一般的な都市計画の勉強に付するということでの資料ということで、後日配付させていただいたということだろうと思っております。

それから、情報公開したことに対してかかった経費云々というようなことがございましたけれども、情報公開したことにつきましては、一個人として、一市民として調査研究のためということで請求なされたものでございまして、これはあくまで情報公開条例に基づいてのしるべきことをとらせていただきたいと思います。

それから、請求の際に、目的が記載欄のところにはあったわけでございますが、条例第7条には公開の請求書を実施機関に提出する際は、記載する事項として、請求しようとする者の住所及び氏名などを、それからどういった情報なのか特定するための必要な事項を記載することになっておりますが、そのほかに御指摘のように、情報公開条例施行規則第4条第2号には、情報の使用目的を記載するように規定されているわけでございます。

条例第3条では、実施機関の責務として、個人に関する情報をみだりに公にすることがないよう最大限の配慮をするよう定められておりますし、第4条では、この条例の市政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的かつ効率的な市政の推進に寄与するという目的に即して情報の公開を請求し、適正に用いなければならないという利用者の責務があるわけでございます。使用目的の記載は、実施機関あるいは利用者の責務を的確に遂行する上での役割を持たせるために記載させているものでございます。

以上でございます。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は11時10分といたします。

休 憩 午前10時56分

再 開 午前11時10分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

川越議員。

川越孝男議員 今、市長から答弁いただいたわけでありませうけれども、特に農薬問題については、市長が本部長になって緊急対策本部で努力されているということは、本当に大変だなと思うんですね。しかし、今いろいろ答弁いただいた中でも、さらにわからない点、まだまだ解明できない点などもありますので、2問に入らせていただきたいと思います。

今、市長からも話があったわけでありませうけれども、さまざまな問題が起きているのも、企業のモラルの問題というようなこともありました。今回のこの原因を見ても、市場原理が優先し、利益追求というふうになっている背景がやっぱり一番大きいのではないかなと思うんですね。農薬販売業者は、売れるから無登録の違法な農薬であっても売るという問題、農家側からすれば、今は外国産農産物などがどんどん入ってきている中で、価格が低迷をしている。また消費地では見た目のよいものが好まれるということからして、やっぱりコストを下げるためにそういう薬を使ってしまったという、これもやっぱり利益が最優先している。

また、取り締まる県、農薬の場合には県の方が監督になるわけでありませうけれども、これまた行財政改革や経費節減ということで、こういうことをチェックする立場にある人たちがどんどん減らされているというような、すべてが利益追求という形の中でこういう問題が起きているんだなということをとらえながら、そういうことも別な形でですけども、改善をしていかなければならないのではないかなと思うんです。

そして、何かこういう問題が出ると、都合悪いことは隠すという、これまた先ほど市長から企業のこともありましたけれども、東電の問題や日本ハムの問題、あるいは雪印、寒河江の日東ベストの問題だって、皆そういう形で都合悪いことは隠して目の前の利益を優先させて、これが明らかになると大変なことになるという形の中でこれまでは対応してきた。これは一流企業の経営者でも、なかなか明らかにすることができなくて隠してきているという現実があるわけでありませう。役所も、先ほど県のこと言いましたけれども、例えば B S E の場合には農水省の対応なども全く同じですね。

こういう中で、私は対策は、先ほども申し上げましたが、事件の徹底究明はしてもらおう。その上に立って対策を講じてもらおう。それは消費者からの信頼と、山形県あるいは寒河江市にとっての主要な産業である農業を守っていくというこの視点と、両方を持って対応して欲しい、こういうことも申し上げました。

そして、これまでもいろんな問題は日本中で起きてきました。しかしインフレというか、経済成長期には忘れるんですね。そこでちょっと対応すると乗り切れたんですが、デフレ期にある今、こういう対応を間違っていると命取りになるということをやったり考える必要があると思うんです。もう従来とは違うと、従来は少々問題があっても、まあまあそこを通り抜ければ、経済がどんどん伸びているときにはやり切れたんですけども、これからはそうはいかないということ、私どもも、あるいは行政当局も心する必要があるのではないかなと思うんですね。そういうことで、ぜひお願いをしたい。

そういう中で、農家の人が自主申告するなんていうのは、物すごく勇気の要ることだと思うんです。物すごく今は悩んで葛藤していると思うんです。企業でさえ皆隠してきているわけですからね、一流企業でさえ。したがって、それが出してもらえなくて、大丈夫だ、大丈夫だと言って、今度は市場に行った。市場でのサンプリングの結果、問題ありとなったら、これこそ大変になるわけですから、もし使った人が西郡の中、市内の中にいたとすれば、その人たちが早く名乗り出て対応できる方策をとる必要があるのではないかなと私は思うんです。そういうことが、今のところないというから本当に大丈夫なんだかなとも思うんですが、私自身、いろんな方々から話を聞くというと、すきっとしないんですね。したがって、その辺もぜひ心して対応してほしいなということをお願いしたいと思います。

そういう中で、なぜ私自身もすきっとしないのかということ、例えば、寒河江市内のラ・フランス農家とリン

ゴ農家、先ほどは市内で 417 戸があって全戸から確約書が提出されているという話がありました。6日の猪倉さんの質問の際には、ラ・フランス耕作者が 193、リンゴ耕作者が 412 ということで 605 なんです。もちろんこれには販売しない、自家消費だけの人もいるわけですから差があって当然だと思うんです。しかし、9月3日の、先ほど申し上げました文教経済常任委員会の協議会の際には、リンゴとラ・フランス合わせて部会員 310 戸、部会外 186 戸で 496 戸だったんですね。それがきょうの話では 417 戸からしか出ていないとすると、その差の分は、そうすると誓約書は出ていないのかなという心配が出るんです。

したがって、ここもまたいろいろ中身があるんだと思いますけれども、これをとやかく言うつもりはありませんけれども、そういう部分が農家にとって非常にグレーゾーンというか、不信になっていくことなんです。こういうことが寒河江ではないないと市長が言われていても、こういうふうになってくると、何が何だかわからなくなる。そして疑心暗鬼になっているわけなんです。こういう点をもう少しきちんとしていくことが必要なのではないかと。

もちろん県のものも、買った人と使用した人の数は出たけれども、量は明らかにしていないということですね。そうすると、本当にこれで大丈夫なのかということがわからないわけですよ。もっと使われているんじゃないかという部分がね。数字が示されないわけですから。したがってこういう点も、先ほど市長からもありましたように、情報公開とか説明責任ということは当たり前のことなんだと言っていますけれども、これだけの問題が起きて、これだけ心配しているのに、個々の部分についてはプライバシーの部分があるから言えないんだとしたら、これはやむを得ないと思います。しかし、山形県全体で売られた総量と、聞き取りした結果、使ったというのはこれだけです、回収したのはこれだけですとぴたっと一致すれば、これで安心ですよ。そこにまだ差があるとすれば、どこかで使われているのか、まだそのまま保管されているかという問題が出てくるわけですよ。

そういうことを西村山の対策本部の本部長として、やっぱり県の方に、そういう数字は教えてほしいと、一人ひとりの部分はプライバシーがあるんだとすれば、これはまたいろんな議論があると思います。本当に消費者の信頼を得るためには、全部やらなければならないのではないかと。そしてまた、地域の中でそういうものを使った人をみんなで支え合って、問題にしないでやっていかなければならないんじゃないかという考えもあるかと思っています。いろいろ見解がありますので、個人の部分はさておいても、総量などは明らかにすべきだと思います。そしてこれは市町村ごとに明らかにすべきだと私は思うんです。

したがって、そういうことを西郡の対策本部の責任者として、県に求めてほしいんです。そうしないとみんな農家の人が疑心暗鬼になってだめですよと、あるいは議会でもそういう問題が出されたけれども、答えられなかったと。傍聴者も含めて、市長として、西村山の対策本部長として、みんなに納得のいく説明ができないんだというぐらいの姿勢は持っていただきたいなと思うんです。

それで、数値の関係についても聞きたいんですが、県から西村山の対策本部なり、市町村に対して示されているデータというのは、本当に全体の数量なども示されていないのか、あるいは市町村ごとのデータは示されていないのか。ブロックのだけしか示されていないのか、示されているけれども、これは発表しないという扱いになっているのか、この点、お聞かせをいただきたいんです。

そして、もし市町村ごとになっていないとすれば、やっぱり市長は県に求めていただいて、そしてその人数、量というものを明らかにしながら、消費者からと生産者からと早いところ理解してもらおうというふうにするべきではないかと思うのであります。この点について市長の御見解をお聞かせをいただきたいと思います。

それからもう一つは、農薬の回収の問題、確かに今は緊急な対応としてダイホルタンとプリクトランを回収するのはわかりますけれども、それ以外の期限切れ農薬も、やっぱりこの際きちっと回収をすべきだと思うんです。私ども議会の文教経済常任委員会でことしの行政視察で鹿児島県の出水市に行って視察した際に、廃棄農薬処理対策事業というものを出水市ではやっておりました。

これはどういうことかという、農家から、環境保全型農業を推進する上で、農家の倉庫に古い農薬がいっぱいあると、何とかこれを処理してもらえないかと。以前は行政の方の指導なども、穴を掘って土の中に埋めろという指導をしていたそうですが、これは地下水の汚染になるということで、それはもちろんできないということで、市が中心になり、これは農協でといっても、もちろん生産団体だから農協もしなければならないけれども、いろんなところから今農家の人は農薬を、農協一本でなくて、今回問題が起きたように、農薬市場というのは農薬業者にとってはすばらしい市場ですから、民間の農薬会社がどんどん入っているわけです。そうすると、なかなか回収というのも大変だということで、行政でやったんです。

そして、3分の1を市で補助を出すということで、それを処理するのは産廃業者で、高温で焼却処理をするということで、業者と市の方で調整をしながら、3分の1の補助を出して取り組んだわけです。しかしこれも、ずっとこの事業をするのではない。3年間の期限を切って、3年間だけこれをする。そしてそういう古い農薬をなくすということと、あるいはまたそういうシステムが定着すると、あとは農家生産者と企業でやってくださいということで、そういう新たな事業を定着をさせるために行政が金を使ってやるという説明でありました。

したがって、私は今回のこういう問題というのは、今ダイホルタンとプリクトランで問題が起きているわけですから、これに対する対処というのは、やっぱりすぐやらなければならないと思う。しかし、今回この問題が終わったら、また元の木阿弥ということではだめで、やっぱり安全な農産物を消費者に確実に伝えと、そしてだれがつくったのかきちんと顔が見える、こういうシステムをこの際つくり上げることだと思ふんです。

そのためには、生産者だけでやんなさいということではなくて、行政も一緒になって、地場産業を育成をするという、寒河江の農業をよくしていくということでは、やっぱり行政も支援をしてやるということが必要だと思ふんです。それをずっとではなくて、定着させるまでそういうことをするという姿勢が今は必要なのではないかなと思ふんです。したがって、このことについても市長の見解をお聞かせをいただきたいと思ふんです。

例えば、寒河江市が大成功しているグラウンドワークというこの手法だって、企業や市民からぱっと出てきたわけではないわけですね。一緒になって、行政が最初ルールを引いて、支援をしながらやってきた。市の事業として企画をしながら、講演会や研修会をいろいろしながらやってきたというのがあるのと同じように、これからの寒河江の農産物が本当に安全なんだ、生産者の顔が見える形で消費者に届くシステムをつくる。そのために行政は今回本気になって、支援もしながらやっていくということが必要なのではないかな。具体的に何をどうするかというのは、今は対策本部では緊急の対応をし、それで終わらないで引き続き、ああいう形の中で抜本的な方針もつくり上げていただきたいということをお願いをしながら、その際の行政での支援ということも考えていただきたいということについて、市長の見解をお聞かせをいただきたいと思ふます。

それから、今回の自主検査に対する市の支援は考えていないということでもありますけれども、農家の方はこう言っていました。農家の問題だから、農業の問題だから、生産者の問題なんだと。米の場合には、自由化の問題から米価の問題から、米づくり農家はみんな資金を出して運動をこれまでしてきたと。今回のこの無登録農薬の問題は、寒河江の農業にとって本当に大変なことなんだと。そうすれば、農家みんなから金を集めて、すぐこの金で調査しろと言うぐらいに本当はならないといけない。最善の策はそういうことなんだと。

そして、農家だけではなくて一般の市民の人も、農業がそんなに大変なんだと。寒河江ではだれも使っていないけれども、みんな検査をしなければならない。検査に金が1,000万円もかかるんだったら、おれたちもカンパすると、義援金が出るような、理想はそういうことだと。寒河江市民みんなでそういうふうになってきて義援金が集まって、それで検査をしてくれというぐらいまでなればいい。しかし、ならない。さくらんぼだって、農家からは今回は集めませんね。さくらんぼはもう前に終わっているわけですから。ブドウだって小粒のデラなどはもう全部販売が終わっているわけですから、同じ農家の中でだって、その検査はやらないということで、リンゴとラ・フランスをやる。

したがって、そういうことからすれば、次善の策として、みんなでやっているんだという、あるいはまた市民からも、市で出したということが理解をされるような、議会をも含めて市民から理解をされることが、寒河江ではみんなでやっているんだということが映るのではないかと、こういう意見も本当に前向きに考えている人からあるんですね。したがって、こういう点についても、市長に改めて考えていただいて、少し検討などをしていただきたいということを再度申し上げておきたいと思います。

それから、情報公開の、あるいは説明責任の関係でありますけれども、これまでも何回か知る権利の問題とかについては市長と議論をしてきた経過があります。

寒河江市の情報公開条例では、知る権利というふうにうたっていますね。もちろん佐藤市長の手で情報公開条例を提案しているわけですから、そしてその目的に知る権利をうたっているわけですから議論はないんですが、その後で、知る権利についても解釈がいろいろあると市長が言われたことがあります。

私どもは、主権者として情報を知る権利を持っているんだと思います。もちろん国の情報公開法をつくる時にそこが議論になりまして、法律では知る権利という形ではないわけですね。主権者は情報公開で、請求する権利を認めているわけですね。国民は、情報を知りたいという、請求する権利がみんなにあるんだと、こういうことに情報公開法の際にはなったわけです。

それはどういうことかということ、みんなにそれを見せろと請求する権利はあるけれども、その情報を持っている人が見せるか見せないかという判断がそこにあるということなんです。知る権利を主張する人は、見せるか見せないかではなくて、プライバシーかなんかにかかわるもの以外は、知る権利があるんだという、そこにも知る権利の見解があるんですが、寒河江市の場合には、市長が提案したのは、知る権利を明確にうたっている。

あと行政の説明責任、これについては異論はだれもないですね。行政にはその責任がある。説明をしなければならぬという責任があるんだと、このことについてはだれも異論はないんです。そういう中で、寒河江市の先ほど申し上げましたように、情報公開条例の12条では、「情報公開条例に基づいて公開をするほか、市民の市政の理解に資するために必要な情報を積極的に提供するように努めなければならない」ということで、ここでうたっているんですね。

そういうことからすれば、先ほど申し上げましたように、都市計画審議会の中で、本来都市計画の見直しを、その前から本当は資料として出すべきだったんです。区域を見直しをする、それは都市計画法に基づいて都市計画区域の見直しをする際には、審議会の意見を聞いて、そして県に上げて、県が決定をすると、あるいは国にももちろん上げるんですけども、そのようにあるわけですから、その意見を上げる際に、審議会に諮問する。その審議会の皆さん方が審議する際には、都市計画法の第6条で定められた5年ごとの基礎調査、これをもとにして見直しをするわけですから、都市計画審議委員には、その基礎調査の結果というのは資料として出すのは当然のことなんですね。そういうことをしてほしいということなんです。

ただ、情報公開条例に基づいてしたからというのではなく、その前に、そういうことを都市計画の審議会の委員として、あるのではないかと県に聞いたら、寒河江市にもあるということだから、見せてくださいと言ったのに対して、情報公開の申請をしてくれと言われたんです。担当者は、情報公開の所管のところに相談に行ってきた結果、申請してくれということだったんです。それで出しているんです。

したがって、そういうことの前に、やっぱり今の寒河江市の情報公開条例の運用の仕方が極めて狭いんですね。そして、担当者が判断できなくて、申請書を出してくれと。これは情報公開の申請を受け付けてからしなければならぬのかどうかもわからないものだから、もちろん情報公開条例の中では、必ずそういうふうになくても、軽易なものはどんどん出していいということだし、今の12条からすれば、それ以外にもどんどん必要なものは出していくように努めなければならないとなっているわけですから、本当は出さなければいけないんだけれども、それぞれの担当者が判断できないんですね。その研修というか、寒河江の場合は不足して

いるんじゃないかと私は思うんです。

したがって、自信がないものだから、ちょっと申請書を出してくれと。出してもらって、そしてそれがずっと回って行って、助役、市長の決裁を得て、そして出すというふうになる。ここはやっぱり所管課にもっともっと権限を委譲して、所管課の課長たちが判断してできるように、もっともっと実務の中身的な研究を深めてほしいということが一つです。と同時に、情報公開を担当している方々に、よそはどうなっているのか、もっと研究を、視察などをも含めてやっていただきたい。

この問題はいろいろ裁判ざたにもなっておりまして、いろんなところで判例もいっぱい出ています。したがって、いろんな意味でこれだけ進んだと言われている寒河江が、この情報公開で非常におくれた対応をしているというのは、何とも情けない話でありますので、まず現場の担当者に権限を委譲する。一々市長のところまで決裁が回っていかないとだめだというのではなくて、現場で判断できるようにしてほしいということで、現場でもっともっと研修を深めて、今はどういう状況になっているのか、そしておくれをとらない情報公開の対応をしていただきたいということについて、市長の見解をお聞かせをいただきたいと思います。

それから、個別にもいろいろ情報公開の関係についてはあるんです。担当課の方とも話をしているんですが、きょうは議会ですのでいろいろ言いません。非常に問題の部分がありますので、ぜひ研究を深めていただいて、おくれた対応にならないように、情報公開でもやっぱり進んだ寒河江だと言われるように、運用上でもやっていただきたいということを申し上げて、2問にしたいと思います。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 417 戸と、それから猪倉議員に報告したものとのがあったわけでございますけれども、この前猪倉議員に申し上げたのは、リンゴは 412 戸、それからラ・フランスが 193 戸と答弁しているところでございまして、ラ・フランスとリンゴを一緒に栽培しているという農家もいろいろあるわけでございますので、そういう数的に、何と申しますか、全くは一致しないという点などもあるのかなと思っておりますので、これについては、なおつけ加えることがあるとすれば、担当の方から申し上げたいと思っております。

それから、県の情報云々の問題でございますが、私も県に対しましては、迅速に、そして正確な情報を、そしてまた詳しく教えていただきたいということを言っているわけでございますし、またうちの対策本部には県の職員も入っているわけでございますので、対策本部として一体となって当たらなくてはならないんだということを、口を酸っぱくして申し上げているところでございます。

しかしながら、情報を持っているのは県なわけでございますので、県の考え方なり、あるいは御都合によって出てこない、あるいはお忙しくて出てこないということもあろうかと思っておりますけれども、私の方としましては、こういう非常事態に備えて対策をとらなくてはならない。これは行政も農協も、あるいは県も生産者も一体となってやっていかななくてはならないという考え方から、対策本部を早々と立ち上げて、それに立ち向かっているわけでございますので、なお一層県なり、あるいは農協、あるいは生産者団体との連携を密にしまして、この問題に対処してまいりたいと、このように思っているところでございます。

それから、支援体制の問題でございますが、いわゆる今回以外の使った、あるいは問題となっているところの無登録農薬以外の農薬につきましても、対策本部において要綱の中にも取り上げているところでございまして、無登録農薬、あるいは期限切れ農薬の回収ということを決めているわけでございますが、当面は先ほども 1 問で答弁申し上げましたように、この無登録農薬の問題が片づかないとそちらに移れないということでございますので、そちらの方の整理をして、そしてその後、今までの使い残しの古い農薬等につきましても回収等に当たりたいと、このように思っているところでございます。

それから、説明責任の問題でございますが、この審議会の委員の方に配付したのは、先ほども申し上げましたように、平成 5 年に作成したものでございまして、もう八、九年もたっておりますので、その辺のところ、このたびの都市計画審議会の参考になるのかどうか、あるいは前につくったものですからと、こういう気持ちで自主的に担当の方から交付するということはしなかったものと思っております。

それから、議員が情報公開を請求したときに非常に手間取ったという話でございますけれども、何せ情報公開につきましては非常に慎重に、特に議員の場合は慎重に取り扱わないと、いろいろ後に尾を引くということがあってはならないというようなことから、慎重に対応を考えたものと、このように思っております。そういうことで、うちの職員をいろいろ申されましたが、うちの職員ほど優秀な職員は、私は県下にもいないと思っておりますので、そういう優秀な職員がなお慎重に慎重を期して、いろいろ担当課と議論を尽くして考えを出して、そして議員に交付したんだらうと思っておりますので、その辺は御理解いただけるものだらうと、このように思っております。

以上です。

佐藤 清議長 農林課長。

安達勝雄農林課長 お答えいたします。

417 戸の関係でございますが、リンゴとラ・フランスの合計の部会員は、延べで 310 戸でございますけれども、双方にダブっている方もございますので、実戸数ということになりますと、部会員は 267 戸になります。また、会員外につきましても、先ほど延べで 186 戸ということでおおよそ申し上げた経過がございますけれども、182 戸になりますけれども、これにつきましてもダブっている方がございますので、実戸数としては 150 戸、合わせて 417 戸となるわけでございます。

佐藤 清議長 川越議員。

川越孝男議員 農薬の関係は、まず緊急の対策と、それから抜本的なものもあわせてこういう機会にしてほしいということを申し上げたんです。それはぜひやっていただきたいと思いますし、それは生産者でやれではなくて、寒河江市の主要な産業だということで、これがそのまま大変な状況になっていったのでは困るので、行政も支援をしながらやってほしい。それはずっとということではなくて、そういうシステムが定着するまで行政もやっぱりすべきではないかということをお願いしたんです。ぜひその辺、受けとめて対応していただきたい。

対策本部の中でもそういう問題提起をしていただき、緊急のものは緊急のものとしてやっていただきながら、抜本的なものをね。寒河江だけでこの地域の農業をつくれるわけではありませんから。ましてや寒河江だけ今回のものの安全宣言を出したり、西村山だけ安全宣言を出したって、県外、関東、関西に行けば山形の農産物ですから、山形のリンゴ、山形のラ・フランスですから、全体的にならなければ何ともならないんです。そういうことをお願いをしたいと思います。

それから、情報公開の関係も、職員をどうだと言っているのではないんです。寒河江の対応は、私から見て問題があります。よそのところも私もいろいろ視察をさせてもらっていますし、常任委員会あるいは議会運営委員会などでも視察をする際に、情報公開のことも聞く機会があります。そうしたときに、寒河江の対応について、議会でそういう指摘を受けたということについては、市長も謙虚に耳を傾けて対応していただきたいと、よそのことも勉強してほしいということをお願いしているんです。そういうことですので、職員がどうだこうだと私は申し上げてはおりません。

そういうことをしていただきたいということを重ねて申し上げて、市長からの先ほどの、私の情報公開には特になんていうふうなそれも、何もここで議論するつもりはありませんけれども、議会での発言としては極めて不適切な発言だというふうに指摘をしておきます。このことについても市長から、何らかの見解があれば受けたいと思います。

あとはさまざまな点、これからも担当者とも議会の本会議の場だけでなく、日常的によりよい寒河江の行政執行ができるように、議員として問題提起やなんかをさせていただきますので、ぜひ当局の方でも、そういうものについても受けとめていただいて、日常的に切磋琢磨をしていくという姿勢を貫いていただきたいということを申し上げて、質問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 何にしろ一私人、一個人といった場合には、市におきましては、行政を執行する場合はこれは平等でございますし、えこひいきのないようにしております。ですけれども、いろいろ議論のある方だというと、職員が慎重にならざるを得ないということも、これも確かだろうと、これは人間として確かだろうと、このように思っているわけでございますが、職員としまして慎重に取り扱うということは必要なことでございますし、そしてまた公平に取り扱うということも必要なことでございますから、そういう処理をしているんだということを御理解いただきたいと思えます。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後 1 時といたします。

休 憩 午前 11 時 50 分

再 開 午後 1 時 00 分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内藤 明議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 29 番について、18 番内藤 明議員。

〔18 番 内藤 明議員 登壇〕

内藤 明議員 私は、通告している課題について、市長に質問をいたします。質問に先立って、誠意ある答弁をお願いしておきたいと思っております。

初めに、住民基本台帳ネットワークシステムについてお尋ねをいたします。

最近、家にいるといろんな電話がかかってきます。私は貧乏を売り物にしたことはないのですが、ところが世間には知れ渡っているとみえて、投資で一もうけしないかという大変親切な話は年じゅうのことで、中には全く余計なお世話と言いたくなるようなものまであって、時々この便利な世の中がうらめしくさえ思うことがあります。また、さまざまなダイレクトメールが連日のように送られてまいります。何気なしに開封すると、どきっとするような内容のものだったりして困惑することがあります。

このように、見ず知らずの人からかかってくる電話は、大抵物売りだったり、あるいは何らかの勧誘であります。子供の学校のことや、あるいは進路のことなど詳しく知っていたり、果てはあなたの親はこのような病気で亡くなりましたねなんていうふうに言われて、その知っていることにびっくりすると同時に、ぞっとするわけでありまして、そんな情報をどこから仕入れたのか、そしてまた私たち家族の情報をどこまで知っているのか、不安に駆られたのは一度や二度ではありません。多分議場内の皆さんにも、これと同じような経験をお持ちの方がおられることと思っております。

さて、去る 8 月 5 日、東京杉並区や国分寺市、横浜市、福島県矢祭町など 6 自治体が不参加の中で、住民基本台帳ネットワークシステム、いわゆる住基ネットが稼働しました。すべての国民に 11 けたの番号を振り、個人情報を全国的なコンピューターで結ぶ巨大なシステムであります。既に大方の国民のもとには、この番号が送られてきています。社民党など野党 4 党は、さきの通常国会に住基ネットの稼働を凍結、延期するとした法案を共同提案しましたが、残念ながら廃案となりました。ネットの情報漏れや悪用といった不安を補うはずだった個人情報保護法がまだできておらず、これでは約束が違うからであります。

住基台帳法改正時、個人情報の保護に万全を期すため、速やかに所要の措置を講ずるものとするとして附則修正や、当時の小淵首相の答弁によって、包括的な個人情報保護法の制定に住基ネット稼働の最低限の前提であることは明らかであり、実効性ある個人情報保護策が講じられない段階で住基ネットの稼働が延期されることは法理であると考えます。

7 月 22 日付朝日新聞の世論調査は、76%が延期を求めています。片山総務相は、万全のプライバシー保護ができていると言いますが、ネットを扱う自治体関係者が強い不安を語っております。これでは国民は安心できるはずがありません。住基ネットは、番号や氏名とともに住所、性別、生年月日、変更履歴の六つの情報を扱い、これが市町村の末端から都道府県を経て国などの行政機関と結ばれる仕組みであります。全国どこでも住民票がとれれば便利なことは確かですが、しかしシステムへの侵入を許せばだれの情報だろうと流出しかねない危うさを伴っております。しかも万全のネットなどあり得ないというのが、この世界の常識であります。

もう一つ大きな不安は、政府が将来の全体像を明らかにしていないことでもあります。国会の附帯決議は、利用の安易な拡大を戒めておりますが、政府はことし 6 月、行政手続オンライン化 3 法案を提出しました。そこには省庁がネットを利用できる事務の種類を 3 倍にふやすこともさりげなく盛り込んでおります。戒めは早々に軽視されつつあります。

さらに、99 年の国会答弁では、将来の民間利用にも含みを残しています。真の企図を隠しながら知らしむ

べからずで事を運ぼうとする手法は問題であります。なし崩しでなく、将来構想の全容を率直に示すべきであると考えます。このように、住基ネットにはさまざまな問題がありますが、国民を番号で管理するのは、個人の尊厳の冒涇であると言わなければなりません。

新たに住基カードが発行され普及が進めば、携帯せざるを得ない状況になるであります。しかもこのカードにはIC内蔵で多くの情報を登録することが可能であります。そして、納税や社会保障などを含めて統一した番号が使用される可能性が現実味を帯びてまいります。そうなれば、政府の個人情報の収集、管理、多目的利用は飛躍的に進み、私たちのプライバシーは丸裸にされてしまいます。

個人情報ネットワークで管理されることにより、不正アクセスで情報が民間に流出する可能性も出てきます。国が情報を悪用しないとも限りません。コンピュータネットワーク社会が進む中で、行政はプライバシーや個人情報保護にもっと慎重になるべきと思いますが、市長の御所見を伺いたいと思います。

周知のように、個人情報の漏えいなど、不安を抱いたまま住基ネットは稼働したわけではありますが、野党や、さきに述べました自治体は延期を求めています。その主な理由は、一つ、稼働の前提であるとした個人情報保護法制が未整備であること、二つ、外部侵入や内部の不正アクセスで個人情報が悪用されるなどであります。

こうしたことについて総務省は、個人情報保護対策は住民基本台帳法の中でも十分とられている。また、民間利用は法律で禁止されているなどと反論をしています。しかし、防衛庁の情報公開申請者リスト作成問題などで政治や行政に不信が強まる中、民間利用も含めて、法律で禁止しているから大丈夫というのは、余りにも説得力がありません。

これだけ延長の声が上がり、住基ネットから離脱する自治体が出ていること自体、自治体が要望し、自治体が共同で運営する制度という総務省の前提が崩れているのではないかと思います。情報が漏れれば市民の基本的な人権が侵害されるおそれがあります。法といえども市民の基本的な人権の侵害があるとすれば、放置することは自治体の長として問題があると指摘しなければなりません。プライバシー保護条例の制定を急ぐべきと考えます。同時に、市民の人権が侵害されると判断したときは、ネットの接続を絶つことも選択肢に入れるべきと考えますが、市長の御見解を伺いたいと思います。

また、その不安が払拭できない以上、横浜市のように、市民の選択性とし、個人情報の消去を求める市民に対しては応じるべきと考えますが、市長の御見解をあわせて伺いたいと思います。

続いて、住民自治に基づいたまちづくりについてお尋ねをいたします。

私は、自治体における行政運営のあり方は、住民自治を基本にしたまちづくりを進めることであると考えております。

ところで、私が在学中でありますから30年ぐらい前になりますが、他の学部でありましたが、「都市問題」という講義を聴講しておりました。鳴海という先生で、当時は助教授であったと思いますが、前身が横浜の飛鳥田市長の政策ブレーンだったということをおっしゃっていました。今では地方政治の分野では名をはせている方です。

その先生いわく、「自治という視点で見ると、進んでいるところとおくれているところでは15ないし20年の格差がある。それは、その20年間どんなに頑張っても、多分追いつかないであろう」、そういうふうになんて言われて、それを聞いた私は大変大きなショックを受けました。私は反発をして、レポートに都市と地方の格差ではないかなんて、わけのわからないことを書いたのを今でも覚えております。

今、こうして実際に全国各地を視察をし、自治の現場を見てみますと、努力をしている自治体とそうでないところでは、確かにその格差が生じていることを実感しております。先進地に行きますと、住民と行政のコミュニケーションが濃密に行われ、人々の生活の中に、いわゆる自治が息づいていることを肌で感じ、私はカルチャーショックを受けてまいります。

住民主体の行政を進める基本は、住民と行政との日常的なコミュニケーションであり、またこのことを推進

する前提は、行政の持つ情報をしっかり住民に開示し、説明していくことであると考えております。言うまでもないことではありますが、職員が行政の長の目を気にしながら仕事をするのではなく、市民の目線で考え、行動するという意識改革をもとにした、市民の利便性の向上を図る機構改革も必要なことであると考えます。

私は、まちづくりの基本原則は、一つは市民との情報の共有であり、二つには、住民の参加であると思います。住民参加の行政運営と言いますと、市長は待ってましたとばかり、これ見よがしにグラウンドワーク手法で取り組んだ都市緑化フェアなどを引き合いに出して、延々と答弁されると困りますのであらかじめ申し上げておきますが、そのことも住民参加の一つであることは否定しませんが、住民参加は本来その意味が大変広く、単純に行政が実施する施策への参加だけではないことを強く申し上げておきたいと思います。

釈迦に説法であります。行政の施策や計画、そしてその策定過程に市民が個人や団体として参加し、議論を交わし、決定していくことも住民参加の重要な柱であります。そして行政は、そのことを住民の当然の権利として保障することであると思います。

私は、まちづくり、つまり行政運営は憲法 92 条で言う「地方自治の本旨」の体現を住民自治の観点から目指すことであり、住民みずからの考えと行動によってまちづくりを進めることだと思えます。言い換えれば、これまで「由らしむべし、知らしむべからず」や、行政の無謬性などの言葉で批判された旧態の行政運営の改革に挑戦し、分権時代にふさわしい情報の共有化による説明責任の深化のための取り組みを市民とともに実践し、住民自治に基づいた自治体改革を推し進めることであろうと思えます。

ところで、市長はこうした取り組みにいかがお考えか、市長の理念とするところを改めて伺いたいと思います。

次に、情報共有と、参加に基づいた住民自治によるまちづくりを進めるための自治基本条例の制定についてお尋ねしたいと思います。

私は、このようなまちづくりの基本ルールを市民と行政との信託関係として、自治基本条例を制定して、普遍性を持たせるべきだと思います。情報を共有して議論し、住民参加のまちづくりを実際に進めるための方策として、制度として裏打ちする。市民のまちづくりに参加する権利を条例の中でしっかりと保障する必要があると考えるわけであり。このことによって、情報が生きた形として実際のまちづくりに姿を変えていくことと確信をいたします。

地方自治体は、住民自治のもとのみずから考え、地方の政策を実施する主体であり、そのためには、自治の理念と、それを実現するための基本原則をうたう条例の制定が必要であることを強く訴え、市長の御所見を伺いたいと思います。重ねて誠意ある答弁をお願いし、私の第 1 問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 答弁いたします。

まず、住民基本台帳ネットワークでございます。

このシステムは、住民の居住関係を公的に証明する住民基本台帳のうちから、氏名、生年月日、性別、住所の 4 情報と、住民票コード、これらの変更情報を全国規模でネットワーク化し、全国共通の本人確認を可能とする地方公共団体共同のシステムでございます。平成 11 年 8 月に改正された住民基本台帳法により、全国の市区町村、都道府県、国などにおいて本年 8 月 5 日に稼働を開始したことは御案内のとおりでございます。開始から今日までの状況を見ますと、本市ではシステムに関するトラブルなどはなく、順調に推移しております。

住民基本台帳法の改正により、個人ごとの住民票に 11 けたの無作為の番号である住民票コードを新たに記載することになりましたが、この住民票コードはネットワーク上で本人確認を行う場合に、氏名、住所等の文字情報だけでは本人の確認が極めて困難で、迅速な検索と確実な本人確認のため必要不可欠なものでございます。本市では、法律に基づき住民票コードを 8 月 5 日現在で全市民に対し付番し、8 月 9 日に世帯主あてに郵送で通知したところでございます。

個人情報ネットワーク化することにはいろいろな御意見があろうかと存じますが、このシステムで県や指定情報処理機関に保有される情報は、今申し上げました四つの情報と住民票コード、これらの変更情報の限られた情報であり、利用される事務の分野も、継続的に行われる給付行政と、資格付与の分野で国民に関係の深い行政事務のうちから、法律で具体的に規定された事務に限定されております。また、本人確認情報の提供を受ける国の行政機関等は、目的外の利用を禁止されております。したがって、さまざまな個人情報を一元的に収集管理することは想定されず、国による個人情報の管理ではないと認識しているところでございます。

さて、住民基本台帳ネットワークでは、限定された情報とはいえ、個人の情報を全国規模で取り扱うわけですので、その個人情報の保護については万全を期さなければならないと考えております。そのために法律面、技術面、運用面と多方面から対策が講じられているところでございます。

法律面においては、住民基本台帳法それ自体が保護措置を規定しており、本人確認情報の限定、利用目的の限定、住民票コードの民間利用の禁止などが定められております。

また、技術面においては、外部ネットワークからの不正侵入や情報の漏えいを防止するため、安全性の高い専用回線でのネットワークの構築、通信データの暗号化、不正接続を防止するファイアウォールの設置、通信相手との相互認証などを実施しており、操作者の目的外利用を防止するため、ＩＣカードやパスワードによる厳重な確認、不正操作パターンの常時監視、データ通信及び操作者の履歴管理などの対策が行われております。

来年 8 月から交付開始となる住民基本台帳カードについては、本人確認を確実にするための重要な構成要素であることから、高いセキュリティー機能を持つＩＣカードを採用し、住民の申請により住所地の市町村長が交付することになります。

さらに運用面においては、指定情報処理機関における本人確認情報保護委員会の設置及び都道府県における同様の本人確認情報の保護に関する審議会などが行われているほか、本人確認情報を取り扱う職員をセキュリティーに関する研修会に出席させ、セキュリティーの意識向上を図っているところでございます。

これらの対策に加え、本市においては、住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティー確保に関する要綱というものを定め、責任体制の確立、セキュリティー会議の設置、緊急時対応計画の策定など、住基ネットにおいて運用される本人確認情報を保護するために必要な事項を定め、万全の上にも万全を期しているところでございます。

現在、国において e - J a p a n 重点計画を掲げ、世界最先端の I T 国家を目指していることは御案内のこ

とかと思います。昨今の高度情報通信社会の大きな流れの中、行政の分野においても情報化の推進は重要な課題であると思っております。その中であって、この住民基本台帳ネットワークは、全国規模の本人確認システムであり、国の行政機関等が法律で明示された行政事務に活用できるようになれば、本人確認、現況確認の手続が省略され、行政の効率化や窓口手続の簡素化などが進むこととなります。

住民にとって身近なものとしましては、恩給、年金などの現況証明、それから各種資格申請時の住民票の添付などの省略が順次可能となるなど、住民負担の軽減とサービスの向上が期待されるところでございます。住民基本台帳ネットワークは、今後 e - J a p a n 重点計画の一つである、いわゆる電子政府、電子自治体を実現させるための重要な基盤となるものと考えており、この電子政府、電子自治体の構築は、行政サービスの向上、行政の効率化、行政過程への住民の参画を進めるものであると考えております。

本市といたしましては、個人情報保護に対する住民の不安を払拭すべく念には念を入れた万全な体制をとるとともに、より総合的な個人情報の保護対策を講じるためにも、できるだけ早い機会に個人情報保護法案が成立することを期待しており、このシステムを行政の効率化と住民の利便向上に生かすよう努力することが大事であると考えております。

次に、セキュリティーの問題がございました。セキュリティーの確保のことでございます。

今申し上げましたような対策を講じながら、万が一といったことが発生した場合に、国や県では緊急時対応計画というものを定めております。この対応計画では、システムにおける脅威の度合いに応じ、対応基準が定められており、本人確認情報に脅威を及ぼすおそれの高い事象においては、システムの停止、電源の切断などを含めた対応を行うこととされております。

本市におきましても、住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会より示された、セキュリティー対策に関する指針に沿って定めた、住民基本台帳システムのセキュリティー確保に関する要綱の中で規定している緊急時対応計画を、現在取りまとめようとしているところでございます。もし万が一、本人確認情報の漏えいや不正アクセスなどが発見された場合は、システムの停止や電源の切断等も視野に入れなければならないものと思っております。

さらに、住基ネットに限らず総合的なものとして、個人情報保護条例の制定についても、国で継続審議となっている個人情報保護法や、本市の情報公開条例、それから電子計算組織の運営に係る個人情報の保護に関する条例などのかかわりなども研究させているところでございます。

次に、住基ネットワークへの参加については、市民の選択性とすべきではないかというような御質問がありました。

改正住民基本台帳法第 30 条の 2 第 1 項において、住民票の記載をする場合には、住民票コードを記載することとされていることや、同法第 30 条の 5 第 1 項及び第 2 項において、住民票の記載事項に変更があった場合は、電気通信回線を通じて都道府県知事に通知することなどが規定されており、御質問にあった市民の選択による参加といったことについては、法律上想定されておらず、まして住民基本台帳ネットワークシステム自体に接続しないというのは、明らかに法律違反となるわけであり、法律を遵守すべき立場の者として、法律に規定されていないことを行うことは考えていないところでございます。

次に、住民自治に基づいたまちづくりということで、まず、地方自治の本旨は、国のもとに地方公共団体の団体自治及び住民自治の二つの要素を兼ね備えた意味における地方自治を確立することであると思っております。言い換えれば、地域的な行政事務は、原則として地方住民みずからの責任と負担において、これを処理すべきことを意味しているのではないかと考えております。

地方自治本旨の実現は、それぞれの自治体による住民サービスが、地域住民の多様なニーズに即応する迅速かつ総合的なものにするとともに、地域住民の自主的な選択に基づいた個性的なものになるべきものと思っております。昨今は、地方分権の推進により地方自治体の自己決定権、自己責任が拡大し、自治体による行政サ

ービスは、地域住民の多様なニーズに即応する迅速かつ総合的なものになるとともに、地域住民の自主的な選択に基づいた個性的なものになるべきものと考えております。このため政策形成過程などへの住民の広範な参加を促し、住民意思の把握、反映に努めるなど、住民との連携、協力をより強固なものにしていくことが求められております。

本市におきましては、このような住民参加のまちづくりを一步先んじて実施してまいりました。特にグラウンドワークについては、単に行政の施策への参加や協力をするというものではなくて、公園づくりやほたるの里づくり、沼川の浄化など、市民が主体的に計画し、みずから実行するという、まさに住民自治を体現している活動であると考えております。

フローラの整備においては、関係者や地元の方との話し合いを踏まえ、住民ニーズに沿った事業を進めたことにより、多くの市民に利用されておりますし、駅前中心市街地整備事業においても、住民参加の駅前開発検討委員会を組織し、にぎわいのある美しいまちづくりが住民と一体となって進められております。

緑化フェアにおいては、市内の各界各層から成る推進委員会が組織され、単なる協力ではない、市民の主体的な活動により 76 万人もの人を温かくお迎えすることができ、本市の住民パワー、花と緑を愛する心を全国に示すことができました。

住民参加を保障すべきではないかという質問ですが、本市において、これまで住民参加について制限を設けたり、住民の意思を無視するなどということはなく、ただいま申し上げましたように、市民との対話を重視し、住民参加を積極的に受け入れてきたところであります。また、広報広聴においても、情報公開に進んで臨んでいるところでございます。今後も市民との直接対話、協働を基本として市民が望む施策を市民と一体となって取り組み、市民がみずからの意思と責任で進められていることが実感できるまちづくりに取り組んでまいります。

次に、条例云々のことがございました。

これは北海道ニセコ町で平成 12 年 12 月に、全国初めとなる自治基本条例「ニセコ町まちづくり基本条例」というものが制定され、その後類似条例の制定、検討中の自治体もあるようでございます。この基本条例は、自治体の組織運営活動の事項にかかわる基本的な事項を定めた条例であり、自治基本条例という言葉よりも自治憲章の方が適当だとの主張もあるようでございます。

また、自治基本条例は、その規律、対象や体系的な位置づけから、比較的抽象的あるいは訓示的な内容を有しがちであり、これらの事項は憲法や地方自治法などの法律に書き尽くされており、条例を制定する必要はないかとも言われております。このようなことから、現段階での条例制定をする考えは持っていないところでございます。

以上です。

佐藤 清議長 内藤議員。

内藤 明議員 御答弁をいただきまして、ありがとうございました。大体予測のついた御答弁であったのでありますが、最初に、住基ネットワークについて、再度お尋ねをしたいと思います。

市長の答弁は、総務大臣の談話を新聞で見ているような答弁でありまして、さほど変わらないと思ったわけですが、そこでお尋ねしたいと思いますけれども、いろいろ技術的にすぐれている、あるいは住基台帳法によって法的には整備をされているんだという話がありました。しかし、多くの住民や自治体で不安視されているように、本当に困るのは、個人情報不正使用されたり、あるいは漏えいしたりするということが本当にはないのかということなんですね。市長は、本当にそういうことはないかと断言できるのか、再度お尋ねをしたいと思いますけれども、これまでもそうした住基台帳に関しては、同じような法律が整備をされていたわけですが、御承知のように 99 年京都の宇治市で住基台帳の情報が流出をして、ネット上で販売される問題も起きているわけでありまして。

さらに、この前テレビでもやっていましたが、この住基ネットに関するニュースの中で、住基ネットは専用回線を使用するわけでありまして、本人確認のためにデータベースを接続する以上、住基ネットのデータベースに侵入するのは、多少の専門知識を持った人間であればそんなに難しいことではないと、専門家は言い切っておりました。それを見ていて、私はこうした技術的な面については相当問題があるなど、率直に思っております。

また、これは行政側には関係のないことではありますが、先ほども申し上げましたとおり、自衛隊員が情報公開法に基づいて公開請求した人のリストを内部で閲覧していることがこの前判明をしたわけでありまして。これは明確な法律違反でありますけれども、防衛次官はこのことに対して、国を守り、組織を守るといふのは、情報公開とは別の世界と、こうした発言をしたり、あるいは自民党の国会議員の一部は、国家機密を扱うときに、どういう人が情報公開を求めているか関心を持つことは当然のこと、必要なことだなんて、ぬけぬけとこういうことを言っているんですね。要するに、ここに見え隠れするのは、防衛情報を知ろうとする者は要注意人物なんだと、こういうふうに見て取れるわけであって、このように国は組織ぐるみで国民を監視する体質があるわけであって、住基ネットは、そういう意味でプライバシーの監視につながるネットになり得る可能性を否定できないのではないかなと、私はこういうふうに思っております。

そうした点について、さらに市長の御見解をいただきたいと思っておりますし、それからまた、e - J a p a n あるいは電子政府なんていうように耳当たりのいいことを言われますけれども、要するにこれは、人格の国家管理を目指す構想であるということには変わりないわけでありまして、カードの導入は単に行政の効率のための道具だなんていうだけで短絡的に考えてはならないのではないかなと思うわけでありまして。これは白鷗大学の石村耕治氏が言っているわけでありまして、私も全く同感でありまして、さらに市長の御見解を伺いたしたいと思います。

これは余談ではありますが、牛は 10 けただそうですね。人は 11 けたなんだそうです。

そして、住民自治に基づいたまちづくりについて、次に伺いたしたいと思います。

私は、まちづくりというのは、やはり情報共有による行政に対する住民の参加だということを申し上げました。そこで、もう少し掘り下げて市長にお尋ねをしたいと思いますけれども、情報の共有というものについて、市長はどのようにお考えになれるか、改めて伺いたしたいと思います。

私は、この行政の持つ情報について、前にもたしか申し上げたことがあったと思っておりますが、行政の主権者である住民から預かっているものだと思っております。要するに、わかりやすく言えば冷蔵庫や倉庫みたいなもので、市民が必要なときに必要な情報を取り出せる、こういうことにしていけないと、この情報の共有というのはならないのではないかなと思っております。

そういう意味で、市長に市民との情報共有という考え方についてお尋ねをしたいと思いますが、本市の情報公開条例の現状では、私は共有というような考えはなかなか見出せないのではないかなと思っております。それが本市の持つ条例の限界だと思ってはおりますが、したがって、私は前にも申し上げました情報公開条例の見直し、改正、こうしたことが必要なのではないかなと思ってはいます。

住民参加についても一つ申し上げたいんですが、意思形成過程云々というような話がありました。本市の情報公開条例を見ますと、意思形成過程の条例は開示されないことになっていますね。開示はできないことになっているわけでありまして、いろんな市民がそうした意思形成決定に参加をするときに、議論するときに、そうした情報をタイムリーに出していただかないと同じ土俵の上で議論ができないということでありまして、そのことをもってするならば、それを出していただかないと同じ議論ができなくなると私は思います。そのことについて、再度市長からお答えをいただきたいと思っております。

どうしてもこれまでは、情報開示について言うと、一般的にであります、行政と市民の関係は、市民を顧客とする考え方がある、もう一つは、今ニセコの話がありました、市民は行政のオーナーだという考え方があると思っておりますけれども、そうした市民を行政の客体とみなすか主体と見なすかということで違いが出てくると思っておりますが、これまではどうしても、今もそうかもしれませんが、市民を行政のお客さん、顧客とする見方が主流であって、本市もまたそうしたことが下地になっているのではないかなと思われまして。そうすることによって、市民は情報の受け手ということに甘んじることになって、オーナーとしての意識が薄れるわけでありまして、行政に対する主体的な参加というようなことにはなかなか得ない。ということは、自主的にみずからつくるまちづくりについて参加するということにはなかなかつながらない、こういうふうになってしまうと思っております。

それで、市長からはいろいろまちづくりについても住民参加の手法をとっているんだという話も伺いましたが、市長の見解をもってすれば、多分そういうことになるのかなと思っておりますが、いま一歩進めて、いわゆる住民が主体の、住民が主体的に行動できる、そうした情報の取り扱いにすべきではないのかなと思っております。そうした点で、もう少し市長にはリーダーシップをとっていただきたいと考えているわけでありまして。

先ほど言いましたように、市長のこれまでのそうした施策について、それを行政への住民参加が、そうではないなんて私は申し上げているつもりはありません。ただ、そこだけで終わってしまうと、前に、いつだったか忘れましたが、黄色いミニコミ紙でやゆされたことがありましたね。昔人足、今グラウンドワークなんていうふうになってしまうと思っておりますので、ぜひそんなことのないように、ひとつそうした点で改めて情報公開条例の見直しを含めて、先ほどもあったけれども、考える必要があるのではないかと私は思います。

それから、まちづくりの基本条例については、自治法の中でいろいろたわれているので制定する必要がないというお話でありました。うたわれているけれども、なかなかそれができないのが今の自治体の本当の姿ではないかなと、このように思います。したがって、市民や住民を規制するのではなくて、そういうふうにするべきだということを行政側に規制を加えるといいですか、このような形で私は進めていくべきだと思っております。そうしたことについて、再度市長の御見解を求めて、2問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 不正使用の問題でございますが、不正使用にならないようにということで、国においてもこの法律をつくる時にいろいろ議論され、国会等においても議論が重ねられたわけでございます。個人情報法が一体となって制定されればそれにこしたことはないけれども、現在の住民基本台帳法そのものにおいても、それで個人の情報というものは守られているんだということでスタートしていると思っておりますが、具体的には、先ほど 1 問でも申し上げましたように、外部に漏えいしないように、あるいは内部においても情報が漏れないように十分取り扱いというものを慎重に、また留意してということが規定されているわけございまして、先ほどいろいろ答弁申し上げたとおりでございます。

そして、この住民基本台帳は、御案内のようにコンピューター時代が進んでいる中で、電子政府、そしてまた電子自治体に進んでいく。ましてや民間におきましては、国・自治体以上に進んでいる中にありましての行政の効率化、あるいは住民の利便の向上ということをねらいにしましてのスタートなわけでございます。我々が思った以上にコンピューター時代は進んでいくだろうと思っているわけございまして、そういう中において、やっぱりこういうシステムというものを構築して、そしてまた一方、個人情報の保護ということも、十分にこれを徹底していくということが求められると、このように思っているわけでございます。

それから、住民をお客さまと見るというような考え方はやめてという御議論でございますけれども、そんな考えは私は毛頭持っておりませんし、市民と一緒にやっていく、逆に市民の活動で寒河江がこのような元気なまちになってきているんだと思っておりますので、議員の全くの杞憂ではないかなと思っております。寒河江市におきましては、市民と行政との関係におきましては、そういうことは全然ないと、このように思っているところございまして、やはり自分たちのまちは自分たちの中で作り上げていくという機運が寒河江市ほどに高いところはなかろうと、こう思っております。

グラウンドワーク一つ取り上げましても、やはり自分の地域、あるいは自分の住んでいるところの環境というものをよりよくしようとするところの盛り上がりでございまして、これ一つとりましても、この寒河江市の市民の機運というものは、本当に尊重されなくてはなりませんし、大切にしていかななくてはならないと思っております。情報を共有するというような話もございましたけれども、行政と市民とが一体となって、いわゆる寒河江市の進むべきところの道筋と申しますか、ビジョンと申しますか、そういうものを市民が十分感知しておりますから、市民の方が進んでやられておると、あるいはまた、ちょっと申し上げただけでそれに対して行政以上にその情報を現実のものとして、具体的な施策の上に反映していくということではないかと、このように思っております。

それから、条例云々のことでございますけれども、1 問でも申し上げましたように、訓示的なものをここに申すよりも、やはり具体的な活動の中で示すということが必要だろうと思っております。御案内かと思えますけれども、地方自治法の逐条解説という本当に名著があるわけでございますが、この中におきましては、団体自治、それから住民自治というようなことが書かれておりまして、いわゆる住民自治というのは、住民が自発的かつ積極的に参画する、直接住民の責任による自治運営のことだということが書かれてございますし、それから住民の日常生活に直接関係の深い行政については、住民自身の要求により、また地方的事情に即してこれを処理することが最も有効だということも書かれております。

さらに、地方自治の本旨ということとは、具体的な範囲、内容というものは確固不動を呈したのではなくして時代により流動するものであり、国家とともに盛衰、発展するものと言わなくてはならないと、いわゆる時代とともに変わっていくんだということでございます。

そういうことからいまして、今回の地方分権の時代におきまして、地方がいかに住民の意向というもの、考え方というものを取り入れながら、あるいはまた時代の流れというものを住民に察知、理解していただき、

また住民が行政に働きかけて、自分のまちをよりよくしようということが本当の住民自治だろうと思っております。単なる訓示規定、あるいは題目というよりも、そういうこれまでの寒河江市の市民がやってこられたところの生きた活動といいますか、行動というものを大事にしていかなければならないと思いますし、これまで市の情報というものを、一緒になって考え、あるいは一緒にこれを受け取りながら、そしてまたそれを生かすということが培われてきたからこそ、こういう寒河江市になっているんだと、このように思っているところでございます。

以上です。

佐藤 清議長 内藤議員。

内藤 明議員 住基ネットに関する事で、私は基本的に市長と見解が違うのかなとつくづく思っているんですが、行政の長になると市長のような立場になるのかなと思ったり、多少わからない面があるんですが、ただ、私は再度指摘をしておきたいと思いますが、どんなに技術が進もうと、こうしたセキュリティーは必ず破られると御認識をしておいていただきたいと思っております。

なお、本市に個人情報保護条例なんかがあれば、また別の対応ができるかと思いますが、内部でも検討しているという話ではありますが、保護条例ができるまではネットを切断するという事であろうと思いますが、それも無いわけですから、どういうふうに検討をされるのか少しそれを見守りたいと思いますが、そこで、この住基ネット、8月9日に送付をされたという話でありましたが、市民からどのような問い合わせや、また拒否なんかがあるのかどうか、あればぜひそうした点もお聞きをしたいと思えます。

それから、先ほど選択性とすべきではないかと申し上げたところ、それは法律違反だと市長は言われました。国側はそういうふう言うわけですが、これに疑問を持っている自治体はそうしたところもあるわけでありまして、先ほど申し上げましたように、本来は個人情報保護法が成立をし、国会答弁を見るとそれが大前提だということがあって法で定めたわけでありまして、したがって、そうした法理からすれば、法律違反だなどというふうな話をする方がおかしいのであって、そのことをきちっと考えて、私は行政の長として判断すべきではないかなと、こういうふうに思います。

それからもう一つ、これは答弁なかったんですが、少時的を絞ってお尋ねをしたいと思いますが、いわゆる住民自治のまちづくりについてということで、先ほど市民が意思決定機関に参加をするときに、タイムリーな情報がなければ、それはだめなんではないかということ指摘をして、そういう意味で本市の情報公開条例もやっぱり見直しをすべきだということをお願いしたんですね。

これは見直しの部分について、いろいろ指摘をしたい部分がありますが、この部分だけに絞って申し上げますけれども、先ほど市長も、市民と行政はいろいろこれからの行政運営については協働して解決をしなければならぬと、これはこのとおり寒河江市では進めてきていますよと大見えを切ったわけでありまして、それで、私もこれからはそうした問題が数多くあると思えますし、またこれからの分権時代の自治体の運営の仕方としてはそれが当然のことだと思っております。それで、これからは市長の言うように、市民や企業、あるいはNPOなどの方々もこうした公共サービスの一端を担うことがあるかもしれません。とすれば、情報に対する新たなアプローチが必要であると思っております。

この前、植花によるCO2の削減の問題の話がありました。それが地球温暖化防止にもなるというふうな話もあったかと思いますが、例えばそうしたことに市民が積極的に参加をする、そうした温暖化防止のアクションを行うということになれば、そのことに関する情報がいつも利用可能で、しかもタイムリーな形で出しているただかないと、そのことに参加をし、議論をし、というようなことにはならないんじゃないかと思っております。これは例えばの話ではありますが、そういう意味では、市民が参加して、あるいは協働、協力して働くという上では、そうした情報が必要なんだということでもあります。

多分これは市長はおわかりになっていて、なかなかお答えにならないのではないかなと私は詮索をしているわけではありますが、そうしたことを基本に据えないと、これからの本当の情報の共有による市民参加のまちづくりなんていうのは、口だけに過ぎなくなる、こういうことを強く申し上げたいと思っております。

これは、分権型社会の創造などと言った分権委員会の勧告を見るまでもなく、そうした考え方が基本になれば、そういうものが出てまいると思っておりますので、そのことについての市長の前向きな、本当に前向きな答弁をお願いしたいと思います。

それから、条例は要らないと言います。情報公開条例だって、本当はそういう意味では基本的なものがきち

んとできていれば、文章に書いたものなんか何もなくてもいいと思うんですね。しかし、人によって認識が違った場合に、その個人個人の違う考えによってまちづくりが進められたのではかなわないということから、こうした発想が出ているということであろうと思いますし、そのことがこういう形での条例をつくりながら普遍的な形で進めるべきだという考え方であります。

市長は、先ほど来市民参加の部分についても強調されております。私も先ほどから言っていますが、そのことは否定はしません。そのことも大変重要な市民参加であります。ただ、ここで私が申し上げているのは、市長も御承知のことと思いますが、1970年代に欧米で広がりを見せて、最近日本でも注目を集めているパブリック・インボルブメントということですが、直訳すると公への参加というふうにもなりますが、このことなんですね。この形のことを私は言っているわけであって、なかなか今までの答弁を変えるというようなことはできないと思いますが、そうしたことも含めて、ひとついろいろと市民参加の部分について、さらなる御検討を賜りたいと思っております。

そして、行政全般にわたる大規模な、例えば方針であるとか重要な事業にかかわるものについてまで、やっぱり自治という視点から市民と議論をする、こうした住民の参加がこれから必要とされるんじゃないかなと、こういうふうには思っておりますので、その点も含めて御提言をして、市長の御見解を求めて私の質問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 法律違反ということでございましたけれども、既に法律をお読みになって御案内かと思えますけれども、先ほども 1 問で答弁しましたけれども、住民基本台帳法の 30 条の 2 に「市町村長は、住民票コードを記載したときは速やかに当該記載に係る者に対し、その旨及び住民票コードを書面により通知しなければならない」と、こう言っているわけでございます。「しなければならない」でございます、してもいいとか、することが妥当だとは書いてありません。

それから、30 条の 5 でございますけれども、「通知を受けた都道府県知事は、本人確認情報というものを磁器ディスクに記録し、これを当該通知の日から政令で定める期間、保存しなくてはならない」と、こういうことが書いてあります。ここもあくまでも「しなくてはならない」ということでございますので、いわゆる市町村長あるいは都道府県知事にこういう義務を課しているわけでございます、これを守らなければ、やはり違法だと。したがって、選択性というものはできないということを言っているわけでございます。

それから、自治のまちづくりでございますが、タイムリーな情報というものを市民に投げかけなくてはならないということでございます。やっぱりこのとおりだと思います。具体的には寒河江市が何を考えてどの方向に進むのか、あるいはどのような事業をやろうとしているのかというようなことは、当然これは関係者のみならず市民全体に知ってもらっておくということは、これは当たり前のことで、当然だと私は思っております。そのことによってタイムリーに、あるいはチャンスを選んで投げかけるということが、事の成就を左右するところの大きな問題だと、このように思っております、本市におきましては、大きな事業に対しましても先々これを流して、お話を申し上げておるわけでございます。

また、民間におきましても、寒河江市が持っている情報、あるいは寒河江市が考えているところの事業というものにつきましては、これを知っておく必要がある、あるいは非常に関心を私は持っていらっしゃるのだと思っております。そういう中で、いわゆるこの事業につきましては、我々も行政のしり押しする、あるいは協力するという態度に出ているのだらうと、このように思っております。

ですから、情報というものは、一方的に行政の方から住民に流してやる、あるいは市の情報を市民と共有するとか、あるいは理解していただくというだけじゃなくて、市民の方も行政の方にアクティブに働きかけていくということの中で、お互いに自分のまちの行く末、発展というものが見つけ出され、また伸びていくんだらうと思っております、そういうことが必要だらうと。ただ情報を教える、あるいは流す、それだけの問題ではないと私は思っております。

それから、条例というのは不要だということを申し上げまして、これはるる申し上げましたから、さらに重ねて申し上げることは省略しますけれども、やはりおっしゃるように、いわゆる公への参加とか、あるいは大企業についての議論というようなことでございますけれども、第 1 問でも答弁申し上げましたように、本当に駅前一つ取り上げましても、ああいう本当に中心市街地の整備ということは、これは事業費もさることながら個々人の権利や、あるいは生活というものがかかっているわけでございますから、大変な事業でございます。

ですから、全国至るところで中心市街地の再生に向けた事業に取り組んでおりますけれども、遅々として進んでいないということがうかがえるわけでございますけれども、寒河江市がこれまでやってきておまして、駅舎を移設する、あるいは線路の踏切まで移転するというような大企業を含んだところの区画整理事業、駅前の再生というものにかけましても、これは私はずっと前から駅前をよくする会の方々の御協力があればこそ、自分たちのまちをということがあればこそでき得たことだと、このように思っているわけでございます。

ですから、やっぱり行政が情報どうのこうの、それも非常に大切でございますけれども、市民と一体となった中での信頼関係というものが、市の事業がうまくいくかいかないかを左右するものだということでございます、いわゆる情報の共有、あるいは情報というものが市民との信頼関係にまで進んでいって、それが住民自

治に当然つながっているわけでございますけれども、そういうことで寒河江市の発展ということになっているんだということでございます。

以上です。（「議長、答弁漏れがあります」の声あり）

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 受け取り拒否した人数に対して答弁をいたします。これは1人であったと記憶しております。

（「議長、まだ答弁漏れがありますので説明します」の声あり）

佐藤 清議長 内藤議員。

内藤 明議員 情報公開についていろいろお話がありました。ただ、私は絞って聞いたつもりなんですが、本市の情報公開条例の中に……

佐藤 清議長 簡潔にお願いします。

内藤 明議員 簡潔に言いますが、わからないと思って言っているんです。間違ってもまた言われると困るなと思っているものですから。

情報公開条例の中で、意思形成過程の情報は公開しないとなっているんですね。ただ、これからは市民参加というふうに言われるときに、そうしたタイムリーな情報が的確に出なければ、住民参加なんかできないんじゃないんですかということで、そうした条例の運用、あるいは中身について見直しすべきではないんですか、ということをお願いしたのに対して答弁がないんですよ。

ですから、そうしたことについての市長の考え方がいろいろあると思いますし、これまでやってきたことの経過もよくわかります。それはいいんですが、そうしたことに対する御見解をいただきたいということを先ほど申し上げているんですが、それがありません。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 意思形成過程においては、うちの情報公開条例の中に規定してあるとおりでございまして、あれをお読みになればおわかりになるかと思えますし、意思形成過程でそれを何かから何まで公開するとかということになりますと、その事業が円滑にいかないという場合もあるわけでございますから、あるいはそういうことが危惧されるということで、そういう考え方に立っての規定でございますので、御理解いただきたいと思えます。

遠藤聖作議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 30 番、31 番について、22 番遠藤聖作議員。

〔22 番 遠藤聖作議員 登壇〕

遠藤聖作議員 お疲れのところ大変でしょうけれども、よろしく申し上げます。今回の議会は、7 番に始まり 22 番で終わるとい一般質問で、実は西根の議員で始まって西根の議員で終わるといことで、何の意味もないんですけれども、皆さんの緊張感を誘うために一言言ってみました。

私は、日本共産党を代表し、また通告してあるテーマに強い関心を持っている市民の声を踏まえまして、以下、市長に質問をいたします。

最初に、通告番号 30 番、合併問題についてであります。

御承知のように、この問題は昨年 12 月議会での佐藤暘子議員を初め何人かの同僚議員によって、この間繰り返し取り上げられてきています。今定例会でも、安孫子、伊藤 諭の両議員が、それぞれ立場は違いましたけれども、質問に立っています。私はなるべく重複しないように努力をしながら、通告の趣旨に沿って意見を述べつつ、市長の見解も伺ってみたいと思います。

まず、今回の合併論議の陰に見え隠れしている重大な問題として、地方交付税の制度が政府総務省の手によって変質されようとしているということについて明確にしておく必要があるのではないかということであり

ます。交付税制度は、戦前戦後を通じて、形はいろいろ変わりましたが、地方自治体の財源不足を補うために、自治体間の行政水準が不均衡であったものを解消する。そのことによって地方自治体を支え、その存続と発展に寄与してきた制度であります。

地方交付税法では、その目的を第 1 条で地方自治体が自主的に財産を管理して、行政の事務を執行する機能が損なわれないように、その財源の均衡化を図ると、地方交付税の交付基準を設定して、地方行政の計画的な運営ができるように保障すると、そして地方自治の本旨の実現に資するとうたっています。

しかし、御存じのように、日本の国家財政がバブル崩壊後の 1990 年代に入ってから急坂を転げ落ちるよう

に悪化をして、今年度の末には、国・地方の借金、長期債務残高というものでありますけれども、合わせて 693 兆円、GDP、国内総生産の対比では、先進国でも例を見ないほどの 140% 近くになっているということ

であります。これはこの間、アメリカからの 60 兆円を超える公共事業の強要や、バブル崩壊後も引き続き景気回復と称して大型公共事業の投入という、無謀で無策な政策の結果積み上げられた巨額債務であるとい

ことは明白であります。

問題は、このしりぬぐいを福祉の切り捨てなど、国民に負担を押しつけることで乗り切ろうとしている。こ

の中に、地方への国の負担の削減ということで、交付税制度の改悪も図られているのであります。

現在の交付税制度は、大まかに言って、御承知の方も多いわけでありましてけれども、各地方自治体の基準財

政需要額から基準財政収入額を引いた残りの不足額を、普通交付税で措置をするということになっています。

その財源として、政府は所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税の五つの国税収入の中から、一定割合を交

付税財源として充当するということが義務づけられています。

しかし、バブル崩壊以後の慢性的な税収不足のため、政府はこの交付税会計からまで、一般財源の確保のた

めにといことで借り入れを起こしたり、最近では地方財政計画に見合う交付税財源すら確保できないとい

う事態になっており、そのために交付税特別会計で借り入れを繰り返している。これが 2001 年末の交付税会

計の借入残高が国・地方合わせて 42 兆円にも達している。こうした異常な事態を踏まえて、昨年度から交付

税会計ではこれ以上借り入れが起こせないということもあって、地方自治体には後年度に交付税で元利を負担す

るという約束で臨時財政対策債を発行しています。

総務省は、この交付税制度の根幹を揺るがすような慢性的な財源不足、膨大な借入金という事態を、一つは市町村合併の推進で自治体そのものを減らすことによって回避しようとしているというのであります。一説には、今 3,000 自治体が全国にはありますけれども、1,000 に減るといふふうになると、年間約 4 兆円から 5 兆円の地方財政の縮減になると言われています。

総務省は、そのために一つには、人口 5 万人以下の自治体への交付税算定の基準財政需要額算定の重要な一つである段階補正、いわゆる人口の少ない自治体への交付税の増額ですけれども、これを見直して、いわば自治体に対する兵糧攻めをやって、二つ目には、これまで 5 年間だった合併特例債、これを 10 年に延ばすと。3 番目には、合併後の交付税額を合併前の基準財政需要額の水準で 10 年間交付すると。いわゆる合併する自治体にはそういうおいしい話がありますよという措置をとって、しかし 10 年で終わるわけですけれども、その後 5 年間かけて合併後の人口基準、あるいは基準財政需要額に戻していくと、そして 15 年たったなら何も恩恵はないという、いわば市町村合併特例法の新しい改正を行ったのであります。

このように、現在の合併論議の動機は、何度も言いますけれども、バブル後に膨れ上がった膨大な国と地方の借金の後始末を、どのようにつけるかというところから始まったものであって、国主導押しつけ合併と言われるのもそうした理由からであります。

広域行政の発展や高速交通時代だからとか、少子・高齢化社会になっているからとかいうのは、実は後から合併の理由づけのために考えられたことでありまして、それはごく最近まで山形県内では、こうした理由での合併論議はほとんど起こっていなかったということからも明白であります。

本来、市町村合併というのは、合併を求める双方の自治体の住民の間から、一定の穏やかな時間的な経過を経て、いわば相思相愛的な形で、違和感のない形で自然にわき起こってくるのが本来の姿ではないかと私は考えます。

今回のように、唐突に、しかも非常に乱暴な形で、しかも総務省の指示で都道府県に合併パターンまでつくらせて、さらに小さな自治体には交付税の削減までちらつかせて、合併しないと立ち行かなくなるような、恫喝ともとれるようなことまでして合併を強要するのは、とても住民自治を尊重したやり方とは私は思えないのであります。

そこで、佐藤市長に伺います。

今回の合併論議と表裏の関係にある地方交付税制度の抱える問題とその解決の方向、これが総務省のやり方は、あたかも地方自治、あるいは地方の自主性を押しつぶすかのような内容であることに対して、どのような見解をお持ちか伺いたいと思います。

全国町村会はむろんのこと、あるいは全国市長会でも、地方分権に見合った税源の地方移譲や課税自主権の拡充などが明確にされないまま、交付税削減や国庫補助金の削減がなされることに強く抗議をしていますけれども、さらなる行動を起こすようにすべきだと私は考えますけれども、市長の見解を伺いたいと思います。

私たち日本共産党は、市町村合併について、単純に合併反対だとか、逆に合併賛成だとかいう硬直した態度はこれまでもこれからもとりません。むろん今の段階で合併は避けられないとも考えません。私たちは何よりも市民の意思を尊重すること、そしてこの地域での合併によって市民の暮らしや営業、教育や福祉、行政サービスがどのようになるのか、具体的な状況に照らして市民に明らかにすることが先決だと考えます。その上で、市民が自主的、自発的な立場で判断できるように、その分析や検討内容を市民に広く知らせ、市民と一緒に考えていく、そういう態度を私たちは貫いていきたいと考えています。

そこで、そうした立場から市長に伺います。

市長は、6 日の伊藤 諭議員の質問に、財政問題は合併論議の一つに過ぎないと答弁しました。しかし、今述べてきたように、総務省がなりふり構わず合併を強力に促しているのは、戦前戦後を通じて市町村の不足財

源の補てん機能を果たしてきた交付税制度の大改悪を意図してのことであることは明白なことであります。私は、この交付税問題を正しく理解すること、正しく対応することが重要だと考えています。

今年度から、先ほども言いましたように、人口5万人以下の自治体には段階補正を見直し、交付税を削減するとしています。そして実際にやられています。また一方で、交付税の財源不足分に対する臨時財政特例債の発行も行われています。それらを加除した交付税の総額は、前年度と比較して、寒河江市の場合ですけれども、ふえたのか減ったのか伺いたいと思います。

次に、市長は同じ質問に対して、合併後の交付税額の算定や、合併しない場合の交付税額の算定は非常に難しいので、単純に比較できないと答弁しています。しかし、合併問題を財政面から検討する上で、交付税額がどのようになるのかを見ておくのを避けて通るわけにはいかないであります。

伊藤議員は、合併後15年までの検討をする必要があると主張しましたが、問題は、合併特例債と合併前の基準財政需要額で交付税が交付される期間は10年間あります。さらに5年間かけて段階的に合併後の自治体基準で交付されるようになることを考えれば、最低でも20年間程度の財政のシミュレーション、財政計画を試算する必要があると思います。なぜなら合併特例債を活用した場合の市債の償還のピークは、15年を経過した後になると想定されるからであります。いわゆる交付税が大幅に減らされた後に償還のピークを迎えるということでありますから、最低20年の財政シミュレーションをつくる必要がある。

また、交付税の試算にしても、現状の制度と十数年間は大枠では変わらないということを前提に、対象となる市と町の基準財政需要額と収入額について、合併前と後の試算を行えばおおよその推計値は出てきます。市長の言うとおり、我が市は優秀な職員をそろえています。この力をもってすれば簡単にできることであるし、市内の合併検討会はこういうことこそすべてに優先して行うべきだと考えます。

さらに市長は、行政レベルの異なる自治体の合併は、不均一課税の手法もとれると答弁しました。つまり税率や税の内容が違う自治体にはそれぞれ違う課税ができるということを言いました。しかしそれにも国からの財政支援があるのは5年間だけであります。その後はどうするのか、これをはっきりさせておかなければ不正確な答弁と言わなければなりません。

また、行政サービスの水準は高い方に合わせられるという総務省のマニュアルをそのまま市報に掲載していることについて、伊藤議員が指摘するように、水道料金だけをとっても寒河江市と西川町の料金格差、これを西川町の、いわゆる行政サービスの水準の高い方といえば水道料金の低い方ということでありますけれども、これに合わせるとしますと、それだけで膨大な財政負担が発生します。交付税が大幅に減らされる中で、そんなことは不可能であります。ですから正確な情報を住民に公開すること、これは合併論議に伴って不可欠な大前提ではないかと思えます。このことについての市長の見解を伺いたいと思います。

また、安孫子議員の質問で、過疎地域を抱える地域と合併すれば、寒河江市でも過疎債が使えるのではないかというお話がありました。これは、こんなことがあるのかどうか伺いたいと思います。

率直に言って、今の総務省の示している方策では、同じ行政サービスの水準を守ろうとすれば合併しないと生き残れないという宣伝とは裏腹に、合併した方が交付税の削減額がはるかに大きいのではないかと、逆に財政的に追い詰められていくのではないかと私は思いますけれども、このことについても市長の見解を伺っておきたいと思えます。

さらに、時限立法である合併特例法の問題についてであります。

総務省は、平成17年3月で期限が切れるこの特例法は延長しないかのようなことをしきりと非公式情報で流しました。しかし、政府の公式文書や国会答弁のいずれにも延長しないとは言っていないのであります。多分片山総務大臣は佐藤市長にも親書を送っているはずでありますけれども、その親書の中にも延長しないのだということは言っていないのではないかと感じております。これはどのぐらい合併が実現するか全くわからない今の段階で、延長するというをにおわせれば、途端に今全国で進んでいる合併論議がストップすること

は目に見えているからであります。

しかし、この特例法の歴史を見ますと、一等最初にできたのが1965年であります。その後少しずつ内容を変えながら、その都度時限が切れた場合には延長を繰り返して、今回も何らかの延長措置がとられると見るのが自然であります。住民の成熟した合意のないまま、法の期限が近いからというようなおどし文句に負けて、安易にその話に乗るのではないと思いますけれども、このことについても市長の見解を伺いたいと思います。

交付税の算定についての合併特例は合併の支援策だと言いますが、合併すれば10年後には交付税が大幅に減るわけでありまして。急には減らせない職員数や旧役所や役場などの存在が合併後の財政負担にならないように、いわば激変緩和措置としてこの急には交付税を減らさないという措置がとられるのですから、いわば支援策ではなくて、合併による傷を少しでもいやすための性格のものだと私は思います。ですから、その特例措置が切れた以後、どういう自治体をつくっていくのかについて、市長としてはきちっとした見解を持たなければいけないと思いますけれども、伺いたいと思います。

次に、合併論議の中で、自治体としての都市と農村を故意に対立をさせ、農村部は都市が生み出す富の恩恵を受け過ぎているので近隣の都市と合併をして、いわば過疎地域の面倒をみるというふうに言っていることに等しいのでありますけれども、このことについての市長の見解を伺いたいと思います。

地方都市や農村は、中核都市や大都市の住民に比べて財政的に過度に優遇されているのだから合併を促進すべきだという声もあります。先ほど言ったように、今年度から人口の少ない自治体ほど交付税が多く算定されていまして段階補正が見直され、人口3万人以下で3,000万円、2万人以下だと5,000万円、人口4,000人以下の町村では5,500万円、これが3年間で削減される。つまり人口3万人以下の場合ですと、1年間で1,000万円削減されるというふうになるわけでありまして。財政規模の小さい自治体にとって、少なくない削減であります。交付税の削減で締めつけて合併を強要しているとは思えないやり方でありまして。ここには、大都会から離れて住んでいる農山村や地方都市の国民に対する蔑視しかないとは思えません。

財政力の弱い自治体ほど交付税を多く配分するという都市と農村の、いわば共生の観点がなくなれば、税収の少ない農村地域においては、地方交付税に依存しての行政サービスや公共サービスができなくなり、地方や農村からの大都市への人口移動が起こり、コミュニティーとしての農村や山村が崩壊していくことは自明のことです。

言うまでもなく地方や農村の役割は、自然環境を保全したり森林や生態系、文化、民俗、風習などの維持、食糧供給など多面的な機能を保持する基地であります。効率論だけの自治体合併論、都市と農村、大都市と地方都市の対立を引き起こし、そして地域住民間でゆがんだ人間関係を生み出すようなことはすべきでないと思います。

今、西村山地域の人口1万人前後の町では、大半が自治の存続と自立の方向を模索しつつも、合併しても地獄、合併しなくとも地獄という立場に置かれています。こうしたことに佐藤市長はどのような意見を持っているのか、この際、伺っておきたいと思います。

合併問題の最後に、地方自治体が、政府が意図的につくり出している合併強要に屈して、なりふり構わず隣接する自治体との合併に突き進むのではなくて、少なくともそれぞれが尊重し合って、身の丈に合ったまちづくりの目標に向かって、個性的な顔を持った自治体として、生き生きと活動することの方にエネルギーを注ぐべきだと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、活断層対策について伺います。

この問題について、私は去る3月定例会市議会及び6月定例会市議会で連続して市の対策を求めて一般質問で取り上げています。

ところで、この活断層の存在が昨年12月に明らかにされてから9カ月、さらにこの活断層の特性や、活動の可能性についての評価が公表されたのがことしの5月、それから4カ月が経過しました。私はこの事態を受

けて、寒河江市としての対応はどうあるべきなのかを伺ってきました。

これに対して市長は、市内を南北に走る活断層が動く可能性を認めつつ、具体的な対策としては、市の防災計画の策定作業はそのまま進め、地震対策については県の被害想定の見直し、防災マニュアルの完成を待って、市の防災計画について修正を加えて盛り込んでいくと。活断層直下の地域の住民への正しい情報提供と説明会については県が実施するので、市は広報を担当すると、また自主防災組織の組織化や育成に努力をしたいと、活断層に対する市としての独自の詳細な調査については行うつもりはないというものでした。

また、まちづくりを推進していく場合に、断層の存在を踏まえたライフラインの建設や公共施設の耐震化推進を検討していくとしています。さらに、関係市民への情報提供と理解を求める問題について、市長は直接現場を市民に見てもら从中から、さまざまな声や要望が出てくると思うし、そういうことを受けて市として行政的にやらなくてはならないことも浮かんでくると思うと答弁しています。

ところで、去る8月27日には、村山総合支庁西庁舎の講堂を会場に、山形県が主催する山形盆地活断層に対して理解と対策についての住民説明会が開催されています。参加者の話では、会場には市報を見た市民や自主防災組織の関係者や消防団関係者など多数詰めかけ、座るところもないほどの満員の盛況だったといえます。

私は、こうしたこれまでの議会答弁や行政機関の取り組みの現状を踏まえて、さらに市民から寄せられた声をもとに、現時点での幾つかの急いで取り組むべき問題について、市長にお尋ねしたいと思います。

第1には、これまでも繰り返し主張してきたことではありますが、市民全体への、とりわけ活断層が走っていると思われる近辺の市民に対する、十分な情報提供と説明会の開催についてであります。27日の県主催のたった一回の説明会だけで、市民への説明責任を果たしたということにはならないことは明らかであります。市内を走る活断層に対する根拠のない風評で、市民が誤った理解をしてしまったりしないように、正しい知識と対応策について市民に知らせるのは、行政としての最低限の義務であります。

既に、山形盆地活断層の評価について発表されてから、はや4カ月経過しています。その後市民の中には、いつ起こるか分からないものに神経質になっても仕方がないという人や、どういう対策をとったらいいのか早く知りたいと考えている人、地震が起こったら自分たちの住んでいるところはどうか心配だなど、各人各様の反応が見られます。しかし共通しているのは、私たちの地下に潜んでいるのがどのような活断層なのか、強い関心を持っていることでもあります。大学の研究者や県の協力を仰いで、集落や公民館分館単位のきめ細かな説明会、学習会を順次開催するべきだと私は考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

このことについて市長は、6月定例市議会での答弁では、市民への理解を求めていく中から具体的な要望や対策が出てくると言いつつ、説明会の開催については明確な答えを行っていません。市民への情報の開示が今問題になりましたけれども、そういう意味でもこれは回避できない問題であります。

2番目に、今申し上げた市民への説明会や学習会の開催などを通じて、市民とともに市民の意見を十分に踏まえて、住民生活を守るための詳細な地震対策をつくり上げていくべきだと申し上げたいと思います。

そうしたことは別に、市独自にやらなければいけないこととして、市内に多数存在する公共施設の耐震調査の実施について伺います。

地震対策の上で、旧建築基準法が適用されていた昭和56年、1980年以前の建物についての耐震調査は急いで実施する必要があります。市内には、六つの保育所、14の小中学校、文化センターや市立病院など、多くの公共施設があります。中には昭和56年以前に建設された保育所なども、あるいは学校もあります。今は数十万円で可能な簡易な耐震診断の方法もあると言われてます。

特に、幼児や児童、生徒が多数学び、生活する保育所や学校などは、緊急性のある施設と思いますが、優先的に診断をし、耐震性に問題がある施設については、速やかに補強、改修に取りかかる必要があると思います。少なくとも調査を実施するための計画の策定は直ちに取りかかる必要があると考えますが、市長の見解を伺います。国・県待ちにならずに、市の段階で可能なものについては次々と手を打つこと、それこそが地方分権、

地方自治体の生きた姿だと考えます。

いずれにしても、専門家が指摘しているように、地震はいつ来ても不思議ではない。特にこの山形盆地活断層については、エネルギーが頂点に来ているというふうに見ても不思議ではないと専門家は言っていますが、それに対する心構え、備え、対策はしっかりととっていくべきだと思います。

さらに、ライフラインを初めとしたまちづくりの問題について、市民の生活環境について、災害に強いまちづくりにするということについて伺います。

寒河江市を走る活断層の特徴として、断層の西側は比較的地盤が固く、東側が軟弱地盤であると指摘されています。この地域は今後、御存じのように木の下・下釜土地区画整理事業やヤマザワ東の横道地区の開発公社による宅地造成などが計画されている地域であり、災害に強い、震災に強いしっかりした計画のもとに宅地造成がなされる必要があると考えます。そうしたことへの配慮も含めたまちづくりの進め方について、市長の見解を伺いたいと思います。

いわば市の責任にかかわるこうした問題については、市の積極的でスピーディーな対応が求められますが、そのほかの総合的な市民の営業と生活、生命や財産を守っていくための必要なきめ細かな耐震対策については、市民は多くの意見を持っています。そうした市民の声を集約するためにも、説明会や座談会、アンケート調査などあらゆる手段を駆使して市民とともに取り組むべきことを改めて求めたいと思います。

最後に、活断層の詳細な再調査を行うべきだという意見については、市長は全くやる気がないようであります。さきに山大の山野井教授は、まだまだ山形盆地断層帯については不明なことがたくさんあると言っています。より詳しい調査が必要なことも発言しています。市長には市民の生命、財産を守る責任があります。これ以上国や県が調査しないからという理由で、より詳細な調査の必要性を認めないということは許されないのではないのでしょうか。改めて市長の見解を求めたいと思います。

以上、市長の誠実な答弁を求めて第1問を終わります。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は3時15分といたします。

休 憩 午後2時59分

再 開 午後3時15分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 合併と地方財政問題で何点か質問がございました。順次答弁してまいります。

地方交付税問題については、平成 9 年 7 月に出された地方分権推進委員会の第 2 次勧告にもありますとおり、地方交付税は地方公共団体の自主的な行政執行等の権能を損なわずに、税源の偏在による財政力の格差を是正するとともに、地方公共団体が法令等に基づき実施する一定水準の行政の計画的運営を保障する上で、地方交付税の財政調整機能は極めて重要であることにかんがみ、今後とも地方財政計画の策定等を通じて、地方交付税総額の安定確保を図ることとしております。

さらには、算定方法により一層の簡明化を図る観点から、普通交付税の基準財政需要額については、測定単位として用いることが可能な信頼度の高い客観的な統計数値が存するものは、補正係数を用いて算定している財政需要を極力法律で定める単位費用として算定するとともに、特別交付税についてもできる限り簡明な方法により、財政需要を算定していくこととしております。

このことから、交付税の抱える問題については、分権推進の立場で論じられているものであり、合併の論議と直接的にはかかわる問題ではないものと思っております。

ただし、市町村合併推進の背景としては、日常生活圏の拡大、地方分権の進展、少子高齢社会の到来及び厳しい財政状況の四つがあげられております。その中の厳しい財政状況というのは、日本経済の成熟化や経済のグローバル化に伴い、国際競争がさらに激化することを考えると、これまでのような右肩上がりの経済成長が望めないことは明らかであり、それに伴い財政面でも右肩上がりの規模拡大を前提とした財政運営が厳しいということでございます。

これを地方交付税で見れば、その総額が所得税や法人税などの税収の順調な伸びに伴い増加してまいりましたが、バブル崩壊以降は国税の一定割合という、本来の交付税額だけでは不足する状態が続いてきております。交付税特別会計が借り入れすることにより、何とかその総額を確保してきておりますが、その結果、特別会計が 40 兆円を超える赤字を抱えるところとなっております。これはどう見ても持続可能性のある状態ではないものと言われております。

従来のような右肩上がりの経済成長が期待できない中で、しかも巨額の借入金も返していかなければならないとすれば、今後地方交付税総額は減っていく可能性の方が高いと見るべきであり、市町村はそのような財政環境の変化への対応が求められることにもなるわけであります。

これらの変化への対応を考えた場合、市町村合併を行うことが今日的課題である地方分権、そして広域的なまちづくり、厳しい財政問題に対する有効な対処方法であり、同時に意欲・能力の向上につながるものと思っております。

次に、市長会等々についての声を大きくしなくてはならない、行動を起こさなくてはならないということでございます。

全国市長会は、これまでも国から地方への財源移譲や地方交付税所要総額の確保などを重ねて要請してきましたが、いまだ十分な成果が得られていないとして、住民生活に直結する行政を担当する自治体が、その責任というものを十分に果たしていくためには、自治行政の実態に見合った安定的な税財源の確保について、これからは税源移譲の道筋というものを明確にいたしまして、適正な措置を講じられるよう要請をしていくこととしております。

また、交付税については法定 5 税分の地方交付税が著しく不足する状態が続いているため、地方交付税特別会計の借り入れに加えて、多額の赤字地方債を発行する事態となっているので、地方交付税率の引き上げ等に

より地方交付税の所要総額を安定的に確保すること、国庫補助負担金の整理合理化に対しても、自治体の自主性、自立性を高める観点から、国と地方の役割分担に即した国庫補助負担金の整理合理化を図り、経費負担のあり方を見直すとともに、地方公共団体の事務として同化、定着している事業に係る国庫補助金を一般財源化するなど、一層の整理合理化を積極的に推進することを、今後においても要望することとしております。

次に、小規模の人口において、段階補正から交付税が不足していくのではないかとということについてお答えいたします。

一般の全国都道府県地方課長会議で、国の交付税課長が交付税の段階補正の見直しによる削減額については、測定単位や補正係数、さらには単位費用が動くことから影響額を出すのが非常に難しい旨を話しているように、簡単には計算できないようでございます。

今の段階で国が示しているサンプリングの結果、人口 1,000 人前後では 800 万円、人口 4,000 人前後では 1,800 万円、1万 2,000 人程度では 1,700 万円、2万人前後では 1,700 万円、3万人前後では 1,000 万円それぞれ減額と推計している程度しか申し上げられない状況でございます。

なお、臨時財政対策債についてでございますが、昨年度は約 2 億 3,000 万円、本年度は約 5 億 700 万円の発行限度額になっており、交付税の対前年度の伸び率はマイナス 4.2%となり、臨時財政対策債を含めた伸び率はプラス 2.3%となるようでございます。

次に、情報を住民に流すということでございますが、何回も申し上げているように、市町村合併というのは住民の意思が基本でございまして、それぞれの地域の実情や総意を踏まえ、十分な議論がなされるべきであり、そのためには当然として地域住民の自主判断を可能とならしめるような、十分な情報提供というものを示すべきであると思っております。

次に、過疎地域との合併の関係でございます。

過疎債適用地域との市町村合併の関係については、過疎地域自立促進特別措置法第 33 条第 2 項によりまして、過疎地域を含む合併があった場合、合併市町村が過疎に該当しない場合であっても、合併前の旧過疎地域を過疎地域とみなし、過疎債などの措置が適用されることとなっております。

それから、合併した方が交付税の削減額がはるかに大きいではないかとということでございますが、合併した方が交付税の削減額がはるかに大きく、財政的に立ち行かなくなる可能性が高いのではないかとことにつきましても、これも 6 日の伊藤議員に答えましたように、一般的には合併すると基準財政需要額が減少するため、地方交付税は減少する可能性が高いと言われておりますが、地方交付税算定の基礎数値や補正係数が合併して初めて算定されるものであるため、どのくらい減額なのか正確には算定できないものであります。

そこで、西村山広域の研究会では、できるだけ正確な数値に近い目安の計算を行っているところでございます。今後右肩上がりの経済成長が期待できず、地方交付税総額が減少していく可能性が高い状況において、現在と同じ行政水準の維持向上を図りつつ、20 年、30 年先にピークを迎えることが予想される高齢社会を乗り切っていくためには、行政能力が高く、財政的にも効率のよい地方自治体を形成していくことが必要ではないかと思っております。市町村合併というものを、地方交付税がどうなるかという観点で判断するのではなく、現在、そしてこれからの財政環境の変化にどう対応していくかという観点から判断すべきものと考えております。

次に、合併特例法の期限についての御質問にお答えいたします。

国では、合併特例法の期限である平成 17 年 3 月までに十分な成果が上がるよう、いろんな措置を講じております。この合併特例法の財政措置は、法の期限内に合併するものについてのみ適用されるものであることを認識すべきだと思っております。

なお、総務省の「市町村合併お答えします Q & A」によりますと、合併特例法の期限、いわゆる平成 17 年 3 月でございますが、「期限が来たらどうなるんでしょうか」という質問に、「合併特例法には財政上の措置な

ども規定されておりますが、この措置は合併特例法の平成 16 年度末までの施行期間の終了によって当然なくなります」と示されております。また、「この措置は延長が可能でしょうか」というものには、「恐らくは、平成 17 年 3 月には現在の財政状況を踏まえると財政再建、財政構造改革が最優先の政策課題になっていると予測され、そのとき財政上の優遇措置を中心とする現在の特例措置を単純に延長することは困難であるでしょう」と回答されております。

それから、交付税の特例措置の切れた以後をどう見通すのか、というようなお尋ねがありました。

平成 17 年 3 月の合併特例法の期限内に、合併がなされた新市町村に対する地方交付税の合併算定替えや、合併特例債が認められる 10 年の移行期間のうちに、効率のよい新しい行政体制づくりを着々と進め、行政能力と財政的効率性を向上させて、その後ピークを迎える超高齢化社会に対応ができる基礎的な自治体を目指すべきであると思っております。

次に、西村山地域の人口 1 万人のことでの御質問がございました。

21 世紀の内政は、地方分権時代の本格的到来の中において、市町村中心の地方行政というのが運営されていくものと思っております。市町村合併は、単に市町村の枠を取り払うためのものだけではなく、旧市町村が持っていたそれぞれの地域の人材、文化、産業等の資源を有機的に連携、活用しながら新しいまちづくりを行う絶好の機会でもあります。新たな自治の形成につながる合併というものが地域を豊かにするという視点に立って、合併効果を生み出そうとするところの住民の改革意識というものが求められるものと思っております。

西郡の住民の生活行動圏というものは、本市を含めた圏域であり、公共サービスの受益を受ける範囲は、各納税される市町村の枠を超えているものと思います。新たなサービス供給体制をつくり上げるという観点からも、西郡一円において財政的にも効率のよい自治体につくり直していくことが必要だと思っております。

このためには、西郡の各市町が 21 世紀の自分たちの地域をどのようにしていくのか、自分の子や孫のためにいかに夢のあるまちを残していくかというものを議論し合い、所要の結論というものを得ていく必要があるものと思っております。

最後に、ただやみくもに合併に突き進まないでというような御質問がございました。

日本全体が人口減少期を迎えております。市町村では少子高齢化が進んでおります。また昭和の大合併が行われた後、経済の高度成長が起こり、地方財政の窮乏状態は解消されていきましたが、これからは経済の高度成長が起こり厳しい財政状況が改善されるという見通しを持つことができないと言われております。

このような環境のもとで、行政水準の維持向上を図りつつ 20 年、30 年先にピークを迎えると予想される高齢社会を乗り切っていくためには、住民に対するとところの人的公共サービスを担う市町村自身をこれまで以上に行政能力が高く、財政的にも効率のよい基礎的自治体につくり直していくことが必要不可欠となっており、そのためにも市町村合併というのは有効な手段であり、大きな契機となり得るものであると思っております。

したがって、合併は国からの押しつけではなく、住民との間にオープンな議論を展開し、住民とともに自分たちのまちの将来を決定することが必要不可欠なことだと思っております。合併は国のためにやるというような考え方をとらず、受け身の立場でなく積極的に地方分権の自助、自立に立って地方が成り立っていく上において、住民の利益、納税者の利益というために行うものでございます。また、政府が進めている手続も自主的な合併であり、住民の自主的な決定によるものであります。

次に、防災対策について答弁申し上げます。

活断層に関する住民説明会について、山形県では、活断層や地震に対する知識や備えについての普及啓発を図るため、断層帯のある地域を対象とした活断層住民説明会を開催いたしました。御承知かと思えますけれども、この説明会は村山ブロックでは東南村山ブロック、北村山ブロック、西村山ブロックの各ブロックで 1 回の開催ということで、西村山地域を対象に西庁舎で 8 月 27 日に開催されたものでございました。

この説明会については、市報に掲載し、広く周知するとともに、消防団幹部及び自主防災組織に対して参加

を呼びかけております。

活断層については、市民の方々に知っていただきたいし、特に活断層があると言われる地域の方々には、地震に対する備えについて十分周知し、身近なものとして理解を深めていただくために、市でも説明会を開催したいと考えております。活断層の説明には専門的な知識が必要でありますので、県に職員の派遣をお願いし、説明会の持ち方や日程調整など、説明会の準備を進めているところでございます。

それから、市民とともに取り組むことについてでございますが、公的機関の防災対策は、被害の防止と軽減、そして迅速かつ円滑な災害応急対策、避難収容対策などが主なものでありますので、市民一人一人みずからが自分の命は自分で守る、自分たちの地域は自分たちで守るという防災の原点に立った防災意識を持つことも重要であります。地域の防災力を高めるために、自主防災組織の育成を積極的に進めてきており、今後も推進してまいりたいと考えているところでございます。

また、地域の自治組織においては、安全安心の確保の観点から、地震に限らず災害に対する取り組みとして、それぞれの地域の実情を地域団体や住民による点検を行うことも重要であり、得られた情報というものを共有し、それぞれで何ができるかを考えていくことも必要であると思っております。

災害、これは当然地震も含まれますが、災害の非常時の際に、慌てず迅速に的確に行動できるよう、そして災害に備えての必需品の準備と保管の方法など、個人や家族単位で対応できる、対応しておくべきことなどをまとめた防災ハンドブックを作成をするための準備も進めているところでございます。

さらに、市民の防災意識のより一層の高揚を図るとともに、防災というものを市民により身近なものとしてとらえていただくために、防災に関して市民の意見や考えを反映させてまいりたいと思っております。現在、そのための組織を立ち上げる準備を進めているところでございます。

組織の構成としましては、災害時の隣組等、身近なコミュニティーの活動の方法や、地域の特性に応じた防災を考えていく必要があることから、自主防災組織に携わっている方、そして地域活動のリーダーとか、あるいは消防団関係者などを考えております。今、ハンドブックということを申し上げましたけれども、防災ハンドブック等の作成や、県の地域防災計画の見直しが完了した時点での市の地域防災計画の内容修正にも、この組織によるところの意見や考え方などを反映できるものと思っております。

次に、地震調査についてでございますが、県では地震防災対策推進会議を設置して、地震防災体制を強化するための対策などの検討を行っており、中間報告を9月から10月ごろに行うと聞いております。この中間報告の中に、建物の耐震化に関する耐震診断、それから耐震化工事を行うためのメニューの作成という形でまとめられているとのことでございますので、この耐震診断のメニューというものも参考にしながら、耐震調査を進めていきたいと考えております。

それから、まちづくりについての質問もございました。

木の下土地区画整理事業や土地開発公社が施行する横道地区の宅地造成について、活断層が存在するという調査結果もあるので、地震に強い対策として計画地内の基礎調査に十分な配慮が必要と考えております。

木の下土地区画整理事業エリアについては、地質ボーリングを行ったところ、泥炭による有機質土などの軟弱層があることが判明しておりますので、支持力の強化の対策をとる必要があると考えます。

また、横道地区の宅地造成事業につきましても、地盤調査に基づき良質土砂による置きかえ工法などを採用し、支持力強化を実施することにしていただくと考えております。

また、地震の規模にもよりますが、災害によるいざというときに、住民の迅速な避難により人命が守られるものでございます。そのために木の下土地区画整理事業エリアについては、避難路となる幹線道路、都市計画道路、いわゆる落衣島線を初め街区道路や、既成市街地から容易に幹線道路へアクセスする道路網の整備が必要であると考えております。

それから、横道地区の宅地造成事業でございますが、幹線道路及び補助幹線道路をめぐらして、容易に避難

行動しやすい道路網の配置を計画しているようでございます。さらに木の下地区と横道地区の公園についても、防災避難場所となるものでございますので、適正に配置していきたいと考えております。

最後に、活断層のさらに詳細な調査についてでございますが、これまでも申し上げましたが、県では地震調査委員会から出されました評価を踏まえた対応を検討していくとのことであり、これ以上の調査をやる考えは持っていないようでございます。また、活断層があるという中山町、山辺町、山形市、上山市においても、独自調査を行うことは考えていないようでございます。本市においても、3月議会及び6月議会において答弁申し上げましたように、国の地震調査委員会が評価を出しておりますので、市独自で調査する必要はないと考えております。

以上です。

佐藤 清議長 遠藤議員。

遠藤聖作議員 たくさんありましたので、聞く方も大変なんでありませうけれども、答弁する方も大変だったんじゃないかなと思います。

時間がないのでポイントだけ質問しますけれども、財政問題が、交付税問題が合併の主要なものとは考えない、考えたくないというようなお話でした。しかし実際に国の施策の流れ、あるいはこの間総務省関係から流れてくるさまざまな情報、あるいは地方自治体が今、非常に追い詰められた形で合併に対する取り組みが始まっているところなどを見ますと、やっぱり交付税のおどかしが相当きいているという気がします。これは市長の主観でどう思うかという問題ではなくて、客観であります。そここのところは十分理解した上で、この問題を考えていく必要があるのではないかと思います。

私どもは当局ほどデータもないし材料もないんです、この交付税問題を考える際に。それで、どの程度の人口規模の自治体の場合、現行の制度のもとで交付税はどうなるのか、それから自治体によって事業費の規模とか山間部が多いとか、さまざまな違いがあって、一概に比較はできないということを前提にしながら、私たちが算出した試算があります。

寒河江市と西川町が合併した場合、今寒河江市と西川町がそれぞれ受け取っている交付税額と、合併の特例措置が終了した後に出現する交付税の額がどうなるかというのを、人口で単純に比較をしました。そうすると、寒河江市と西川町の合併後の人口というのは、大体 5 万人であります。これと類似する都市というのは山形県内にはなくて、寒冷地ということで比較しますと、新潟の豊栄市があるんですけども、ここが 1 人当たり受け取っている交付税額の算定と比較しますと、約 31 億 8,000 万円の減になるという試算が出てきます。つまり現状の交付税制度のもとで同じ程度の人口で、ほぼ同じ面積の自治体との比較ですけども、約 31 億円程度の交付税が毎年減るといいう数値が出てきます。

それから、寒河江市と 4 町、河北、朝日、大江、西川が合併した場合はどうなるかという、これは大体 9 万 2,000 人ぐらいの人口になりますけれども、ほぼ米沢市と類似の人口になる。それで、約 72 億円減ることになります。この交付税は 1 市 4 町で累計しますと 171 億円になりますけれども、米沢市ですと 98 億円の交付税収入があると、ですからその差額でいきますと 72 億円。現に同程度の人口の自治体ですと、こういう交付税の算定になる。ただ、市長も繰り返し言っていますけれども、さまざまな補正係数がありまして、単純に寒河江市と、あるいはその他の町村と米沢市とか、そういうところと比較はできないんですけども、人口で比較しますとこういうふうになる。

それから、寒河江市と今問題になっている、河北町が渋っているという話ですので、それを除いた 3 町が合併した場合はどうなるか。これは単純に計算したものですけれども、大体 7 万 1,000 人の人口になります。これですと宮城県の古川市が該当します。これでいきますと 139 億円、現在 1 市 3 町でもらっている交付税の合計額でありますけれども、古川市単独ですと 68 億 9,000 万円の交付税額になる。ですから 70 億円の交付税が減額になるという実態であります。これは現在、合併前と後の、過去に合併特例債を受けて合併した自治体もこのように減収になっているわけでありませう。そのためにむしろ財政的に大変苦しいという自治体が多数出ているんですね。

実は、これは今回ですと、こういう状態になるのは 15 年後になるわけですけども、その間にいろいろ手当てをすればいいんだと市長も言いましたけれども、実はこれはなかなかできないんです、こういうふうには。ですから行政サービスとかを下げるしかない。あるいは行革をもっと進めて職員をどんどん減らしていくということしかできなくなるというのが実態で、それでも借金が残るといいうことであります。

それで、まだ期限が来ていないんですけども、理想的な合併だといいうふうに総務省も絶賛をして全国に紹介した兵庫県の篠山市、これは新しい合併特例法で 99 年 4 月に合併したんですけども、ここは今どうなっ

ているかということでありまして、まず徹底して、町役場はなくなるわけですから、そこに支所を残したんですけれども、そこには役場時代は70人いたんですけれども、現在は9人になっているというふうな支所。それから小学校の統合がどんどん進められまして、19校あったのが13校、保育所が九つあったのが五つ、それから通園バスなども無料だったらしいんですけれども、これは負担の公平を図るということで一律2,000円に、どんと有料になったと。ここでも当初、サービスは高い方に、負担は低い方という鳴り物入りで合併したそうですけれども、合併直後からこの約束は破られているということで、それでも財政状況は改善されない。

これはインターネットで取り寄せたんですけれども、公債費比率は合併直後が16.3、それが現在4年目に入っているんですけれども、21.2、起債制限比率が11.9、これが現在は15.4、経常収支比率に至っては、合併前が78.8だったんですが、現在は88.5。一般新聞からも理想的な合併のケースということで言われたんですけれども、今では、合併後10年以内に特例債を使って事業をどんどんやらなければいけないということで大型事業を乱発した結果、厳しい財政状況を強いられているというように普通の新聞でも指摘をしているようです。

例えば、寒河江と西川が合併した場合ですと、新しい庁舎をつくるか、これは特例債を使ってやれば負担は3割で済むわけですからよだれが出るほどおいしい話ですよ。しかも110億円使えるわけですから。こういうのに使ってしまうと、後の世代に大変な借金として残るということを、やっぱり自覚しなければいけないわけです。ですから、合併即何か理想郷が出てくるような話ではないわけだと私は思います。

しかも、市長はしきりと押しつけではない、自発だと、自主だと。国が勤めているのも自主的な合併だということを言いますが、実態はそうではない。少なくとも西郡の中で、市長のように突出した発言をしている首長は一人もいないはずであります。

西川町の町議会も現在開催されているそうですけれども……、終わったのかな、先週一般質問に立った議員が3人合併問題を取り上げたそうでもありますけれども、新しい近松町長は、合併のことは考えない。町の自主的な総合計画に基づいて町の発展を期していくと。質問した議員も、寒河江と合併すべきでないということをしきりと3人とも言ったそうでもありますけれども、一体どこの自治体がこの寒河江との合併を希望しているのか、あるいは望むというか、内々でも、してもいいとか、あるいは条件が許せば合併してもいいとか、そういうことを言っているのか、はばかりながら私は存じ上げないので、市長が知っていれば教えていただきたい。

本来、合併とは自主的なものであればあるほど相思相愛であるはずですよ。結婚で言うと恋愛結婚なんですよ。見合い結婚ではだめなんです。それでも見合いしている間によくなるという人もありますから、それは一概には言えませんけれども、いわばこれはお嫁さんによる強制見合いのようなものになっているのではないかと。総務省が仲人で県が女仲人、でしゃばりお嫁さんがそばについているということで、嫌々ながらの合併ということが言えるのではないかと。

少なくとも西郡の中で、寒河江との合併に前向きに進もうと考えている自治体があるのかどうか。あるとすれば、それは話を進めていけばいいわけですが、どうもそうではないような気がします。しかも、そういう合併の実態と現状を見ると、必ずしもそれは市長が言うような、いわゆる自発的、自主的、政府も自主的に進めているんだと言うようなものとはちょっと縁遠い気がします。

新潟県の加茂市というところがありまして、北の京都と言われているまちですけれども、ここの市長が県内の自治体の長、あるいは新潟県選出の国会議員、県会議員、新潟県の幹部、県内の各議長にあてた手紙があります。この方は革新とかというような人ではなくて防衛庁の教育局長を務めた方で、その後請われて市長に立候補して当選した方でもありますけれども、合併には大反対であります。加茂市の地域が合併によって没落するという大胆な想定をした手紙を書いています。それは後で市長にも読んでいただきますけれども、コピーをと

ってお渡ししますので、せめてこのぐらいの見識を市長は持ってほしいなと思います。

これは交付税です、合併によって交付税が大幅に減るということを、いわば専門家が指摘しているわけです。しかも自治体の長が指摘をしています。これに対して反論はどこからも来ていないそうですから、多分正しいのでしょう。こういう長も隣の県にはいるということを、まず知るべきではないかなと思います。

そういう点で、幾ら言ってもかみ合わないかもしれませんが、不均一課税の手法等についても答弁がありませんでしたけれども、これは5年で財政支援がなくなるわけですね。そういうことなんかは一体どうなるのか。何かいい話が先行して、実際にはその後どうなるかという話があんまり語られないわけです。これを住民にきちっと示すということが論議の始まりでありまして、それが示されないままミスリードされてしまったら、後で泣くのは私たちの後の世代でありますので、そういうことのないようにしっかりと情報提供を市長にはお願いをしたい。ましてや総務省の丸写しのような、大したページを使って宣伝しているわけですが、余りそれは意味のないことではないかと思います。ですから、もっと自分たちで検討したものをどんどん出すべきだと思います。それは合併の問題です。

次に、活断層の問題ですけれども……

佐藤 清議長 遠藤議員に申し上げます。残り時間がわずかになりました。質問の要旨をまとめてやられるようお願い申し上げます。

遠藤聖作議員 わかりました。

活断層については前向きな答弁がたくさんあったんですけども、説明会も開く、それからマニュアルもつくると、それからハンドブックもつくって配布すると。もう一つ、災害地図、災害の危険地図、活断層の位置についても専門家で意見が分かれていますよ、市長。意外と知られていませんけれども、活断層がどこを走っているか、大まかな場所はわかりますけれども、位置がはっきりしないところもあるんです。ですから、それを調べる必要があるんじゃないかということがあります。

それから、ひとり暮らし老人などの、いわゆる弱者対策、これをどうするか、最後にお聞きをして終わりたいと思います。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 私が何が何でも合併に向けてのいい話をしているようだとお聞きになりましたら、それはちょっと私の話が言葉足らずなのか、議員の受け取り方がどうなのかと、こういうことになるかと思えますけれども、議員は、反対にも立たない、賛成にも立たないと言いながら、反対のための資料だけをあげていらっしゃるように受けとめるわけでございますけれども、言っていることと話ということは違うんじゃないかなと、こう思っております。

そういう中で、私はこういう時代の中で、あるいは地方分権だとか、市町村の自立、自助という世の中がますます進んでいく。そして大きな課題が控えている。その中の少子高齢化の問題、財政的にも非常に厳しい。

国も構造改革だと言いながら、地方にもその構造改革を求めているわけでございますし、そういう中で三位一体の議論というものが経済諮問会議とか財政諮問会議とか、あるいは地方分権会議の中で議論されているわけございまして、補助金は減らす、交付税は見直して減らすと、そして地方に対する税財源の譲与に対しては大変後ろ向きだと、こういう地方の声というものが余り届かないような中での議論というものがなされているということは非常に残念に思うわけでございますけれども、ですからこそ私たちは、地方の声というものをなお一層大きくしていかななくてはならないわけでございますし、本当に地方の自治というものを確立し、分権時代に沿ったようなものにしていかなくてはならないということを考えるわけでございます。

そういう中での合併の議論だろうと思っているわけございまして、交付税云々もその一つだろうとは思いますが、そういう中での議論だと思っておりますし、将来を憂いながらいろいろ勉強しているわけございまして、そういうのが首長としての、為政者としての当然の考え方だろうと私は思っており取り組んでいるわけございまして、その辺はおわかりいただけるのではないかなと、こう思います。

それから、活断層については、対策としましては、まずは市民の方にそういう活断層の存在、あるいは地震がいつ来るかということは非常にわからない、予測のつかないことでございますけれども、意識の改革の中で十分知っていただくという、そしてまた、そういう身辺から、あるいは地域の中からいろいろ、もしも起きた場合の対応ということを実践になって考えておくということが必要でございます。

行政におきましても、十分それに対応していかななくてはならないということをおっしゃっているわけございまして、今話がありましたところの老人対策とか、あるいは弱者対策とか、そういう面だっただけからいろいろあるかと思えますけれども、そういうことも含めて議論の場というものをつくってまいろうと思っているわけございまして。

ですから、名称はまだ決めておりませんが、地震予知対策会議みたいなものを早急に立ち上げて、いろいろ意見を聞きながら、そしてまたそれをこれからの施策の上に反映してまいろうと、このように思っております。非常に専門的な分野というものが必要な場合も出てくるわけでございますから、そういうときにはそれなりの、国なり県なりの専門的な知識を有しているものを引きずり出しながら、いろいろ意見を聞いて、寒河江市なりのものをつくってまいろうと思っております。

ただ寒河江市だけでというわけには、調査の面でも、申し上げましたけれども、やっぱり何千メートルと活断層が入っているわけございまして、一市だけの問題ではないと思えますけれども、少なくとも寒河江市からこれを立ち上げていくということが必要だろうと、このように思っているところでございます。

以上です。

散 会 午後 4 時 0 7 分

佐藤 清議長 以上で一般質問は全部終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。